

当別町障がい福祉基本計画

障がい者基本計画

(第5次：令和6年度～11年度)

障がい福祉計画

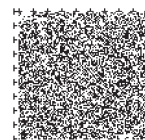
(第7期：令和6年度～8年度)

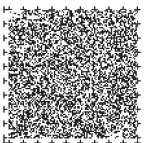
障がい児福祉計画

(第3期：令和6年度～8年度)



当別町





はじめに

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズは多様化しており、すべての障がいのある方が、自身の個性や能力を最大限に生かし、地域で安心して生活ができる街づくりが求められています。

また、国では、障がい者の自立支援や社会参加の推進、障がい者とその家族への包括的な支援などが進められております。

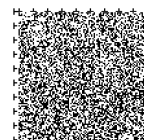
第4次障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の計画期間の終了にあたり、これらの国の動向を取り入れ第5次障がい者基本計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画を策定いたしました。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが持っている個性や能力を発揮できる環境づくりと、すべての人が互いを理解し尊重して過ごせるまちを目指して、計画的に取り組んでまいりますので、町民の皆様をはじめ関係各位の一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「当別町障がい福祉基本計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、ヒアリングを通して貴重な意見をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

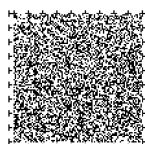
令和6年3月

当別町長 後藤正洋



目次

第1編 当別町障がい福祉基本計画【総論】	1
Ⅰ 計画策定にあたって	3
1 策定の趣旨	3
2 計画の性格・位置づけ・名称	4
1) 障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係	4
2) 計画の名称と期間	5
3) 策定の視点	5
4) 計画策定の体制	6
5) 計画評価の実施に向けて	7
6) 当別町の様々な福祉計画との関連	8
Ⅱ 障がい者を取り巻く現状と課題	9
1 障がいがある方の現状	9
1) 町の人口動向	9
2) 障がいがある方の動向	10
Ⅲ これまでの計画における課題と取り組み	18
1 これまでの計画における課題	18
2 これまでの計画に対する取り組み	18
1) 当別町障がい者地域自立支援協議会	18
2) 各部会と役割	19
Ⅳ 障がい者・障がい児のサービスの現状と目標量の達成度	20
1 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）の目標量と達成度	20
2 児童福祉法のサービスの目標量と達成度	21
3 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）の目標量と達成度	22
第2編 障がい者基本計画	
【基本的な考え方と施策展開】	25
Ⅰ 基本理念と方針	27
1 基本理念	27
2 基本方針	27
3 施策の体系	28
Ⅱ 施策の展開	29
1 地域で支えます	29
2 障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます	31
3 働くことを支えます	32

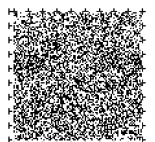


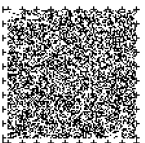
4 発達を支えます	33
5 障がいがある方の権利が守られるまちづくりを目指します	34
Ⅲ 本計画における重点目標	35
Ⅳ 計画の推進に向けて	36

第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

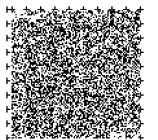
【計画の目標値・サービスの見込量】	37
Ⅰ 令和8年度の目標	39
Ⅱ サービスの見込み量と確保の方策	41
1 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）	41
1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） の見込み量	41
2) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） の提供体制確保の方策	43
2 児童福祉法のサービス	44
1) 児童福祉法のサービスの見込み量	44
2) 児童福祉法のサービス提供体制確保の方策	44
3 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）	45
1) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の見込み量	45
2) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の提供体制確保の方策	47

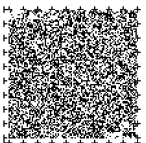
資料編	49
Ⅰ 当別町障がい福祉基本計画策定に向けた調査の概要	51
1 アンケート調査概要	51
2 ヒアリング調査概要	61
Ⅱ 当別町障がい福祉基本計画策定の経過	66
Ⅲ 当別町障がい福祉基本計画策定委員会条例	67
Ⅳ 当別町障がい福祉基本計画策定委員会名簿	68
Ⅴ 障がい福祉サービスについての基本的な考え方	69
1 サービスの体系	69
2 サービスの内容	71
Ⅵ 福祉資源マップ	76
Ⅶ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧	81





第1編
当別町障がい福祉基本計画
【総論】





I 計画策定にあたって

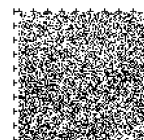
1 策定の趣旨

町では、「当別町障がい福祉基本計画」として、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合かつ計画的に推進することを目的とした障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」（計画年度：令和6～令和11年度）と自立支援給付等の提供体制及び円滑な実施の確保を目的とした障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」（計画年度：令和6～令和8年度）を一体的に策定し、各種施策を進めています。

地域社会において、他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択できる機会が確保されることも重要な視点であり、本計画では地域生活もより選択していけるよう取り組んでいきます。

◆障がい者施策に関する各種法制度等

- ◇『障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）』
- ◇『障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）』（令和6年度改正）
- ◇『障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）』
- ◇『障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）』
- ◇『障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）』
- ◇『第1期ほっかいどう障がい福祉プラン（令和6～令和11年度）』（北海道策定）
- ◇『障害者基本計画（第5次計画：令和5年度～令和9年度）』（内閣府策定）
- ◇『読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）』
- ◇『障害者文化芸術推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）』
- ◇『スポーツ基本法』



2 計画の性格・位置づけ・名称

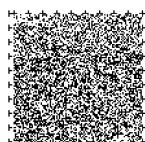
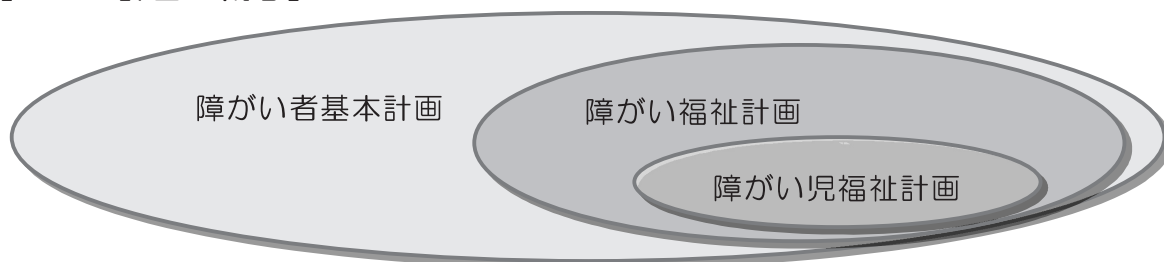
1) 障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係

障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の法的根拠、計画の性格は一部異なりますが、障がい児者施策を推進していくという方向性は同じになります。

【計画の位置づけ】

当別町障がい福祉基本計画			
	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項	障がい福祉サービス等に関する3年間の実施計画	障がい児福祉サービス等に関する3年間の実施計画
国・道の計画との関係	国の障がい者計画及び道の障がい者計画を基本にして策定	国の基本指針に即して作成し、各市町村障がい福祉計画を積み上げていく形で道の障がい福祉計画を策定	国の基本指針に即して作成し、各市町村障がい児福祉計画を積み上げていく形で道の障がい福祉計画を策定
計画期間	中長期・当別町は6ヵ年	3ヵ年	3ヵ年

【3つの計画の概念】



2) 計画の名称と期間

【計画の名称と期間】

町は、これまで平成29年度（平成30年3月）に「当別町障がい福祉基本計画」を策定し、「第4次障がい者基本計画（計画年度：平成30～令和5年度）」、「第5期障がい福祉計画（計画年度：平成30～令和2年度）」「第6期障がい福祉計画（計画年度：令和3～令和5年度）」及び「第1期障がい児福祉計画（計画年度：平成30～令和2年度）」「第2期障がい児福祉計画（計画年度：令和3～令和5年度）」について、取り組んできました。

本計画では、障がい者を取り巻く環境や制度変化等の動きに応じた「第7期障がい福祉計画（計画年度：令和6～8年度）」「第3期障がい児福祉計画（計画年度：令和6～8年度）」を策定するとともに、「第5次障がい者基本計画（計画年度：令和6～令和11年度）」について作成しました。

	年度											
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
当別町障がい者基本計画	第4次計画 (平成30～令和5年度)					第5次計画 (令和6～11年度)						
当別町障がい福祉計画	第5期 (平成30～令和2年度)		第6期 (令和3～5年度)			第7期 (令和6～8年度)		第8期 (令和9～11年度)				
当別町障がい児福祉計画	第1期 (平成30～令和2年度)		第2期 (令和3～5年度)			第3期 (令和6～8年度)		第4期 (令和9～11年度)				

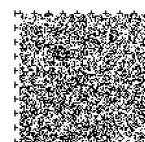
3) 策定の視点

(1) 国・道の計画を踏まえた計画

障害者総合支援法・児童福祉法の改正や障害者差別解消法などの制定及び『第1期ほっかいどう障がい福祉プラン（令和6～令和11年度）』、当別町地域福祉計画を踏まえて、当別町の障がい者福祉施策を計画的に推進するための計画として策定します。

(2) 社会経済環境の変化に対応した計画

障がいがある方が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、障がい者のニーズや地域資源の現状も踏まえながら、障がい者を取り巻く社会環境の変化に対応した計画として策定します。



(3) 障がい者のニーズを踏まえた計画

アンケート調査や関係団体・事業所等へのヒアリング調査から障がい者のニーズを分析し、これらを反映させた計画として策定します。(資料編 I 参照)

(4) 計画に対する評価を反映

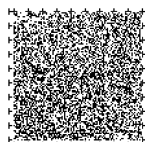
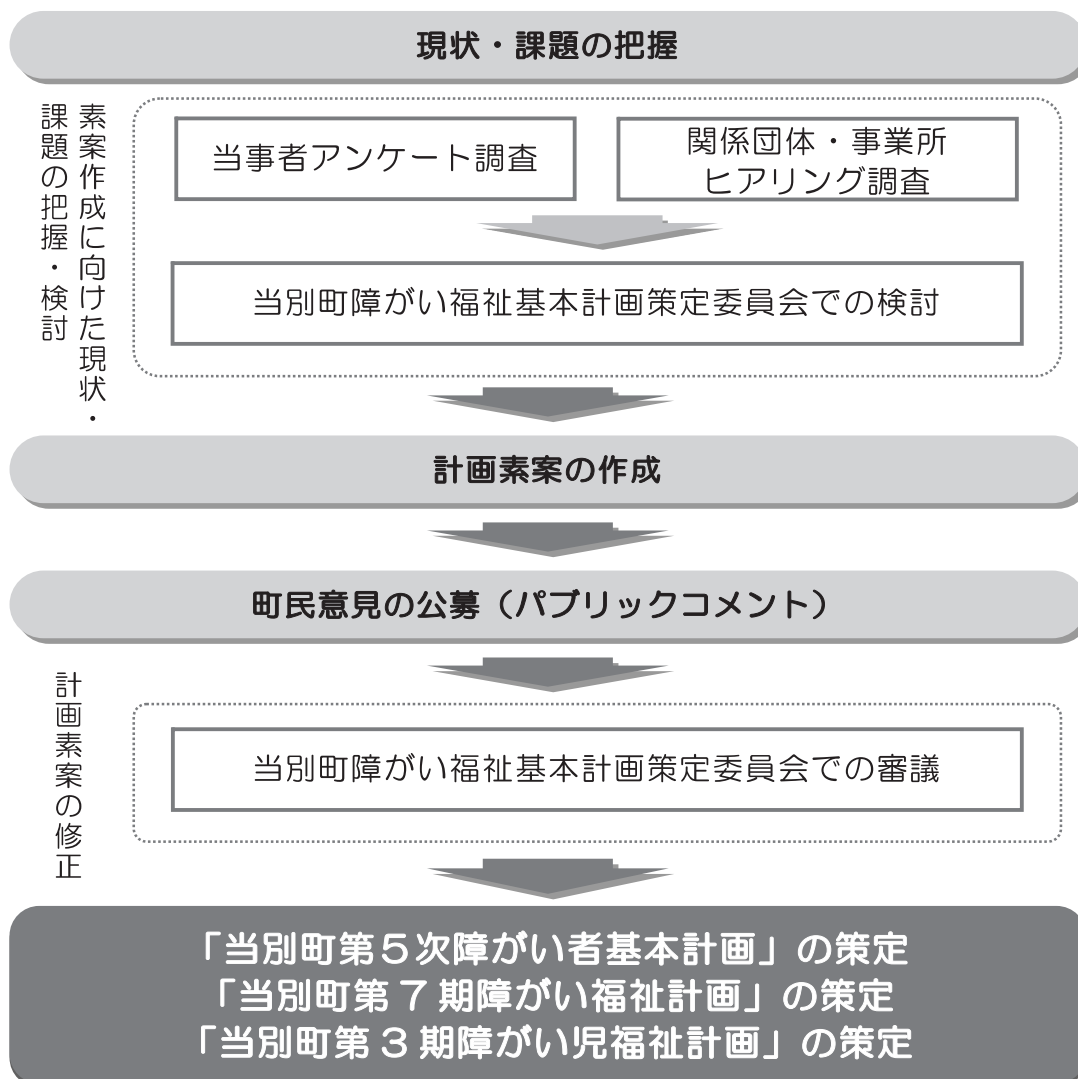
計画内容の実施状況を把握するとともに、国の基本方針に則した障がい福祉サービスの目標値やサービス見込み量の進捗状況等の分析・評価をし、その内容を反映させた計画として策定します。

4) 計画策定の体制

計画策定にあたっては、当事者や関係団体からのニーズや提案把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

その上で、「当別町障がい福祉基本計画策定委員会」において検討を重ねるとともに、計画素案を町民意見の公募（パブリックコメント）にかけ、広く町民からの意見についても反映しました。

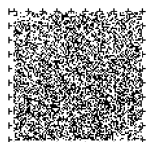
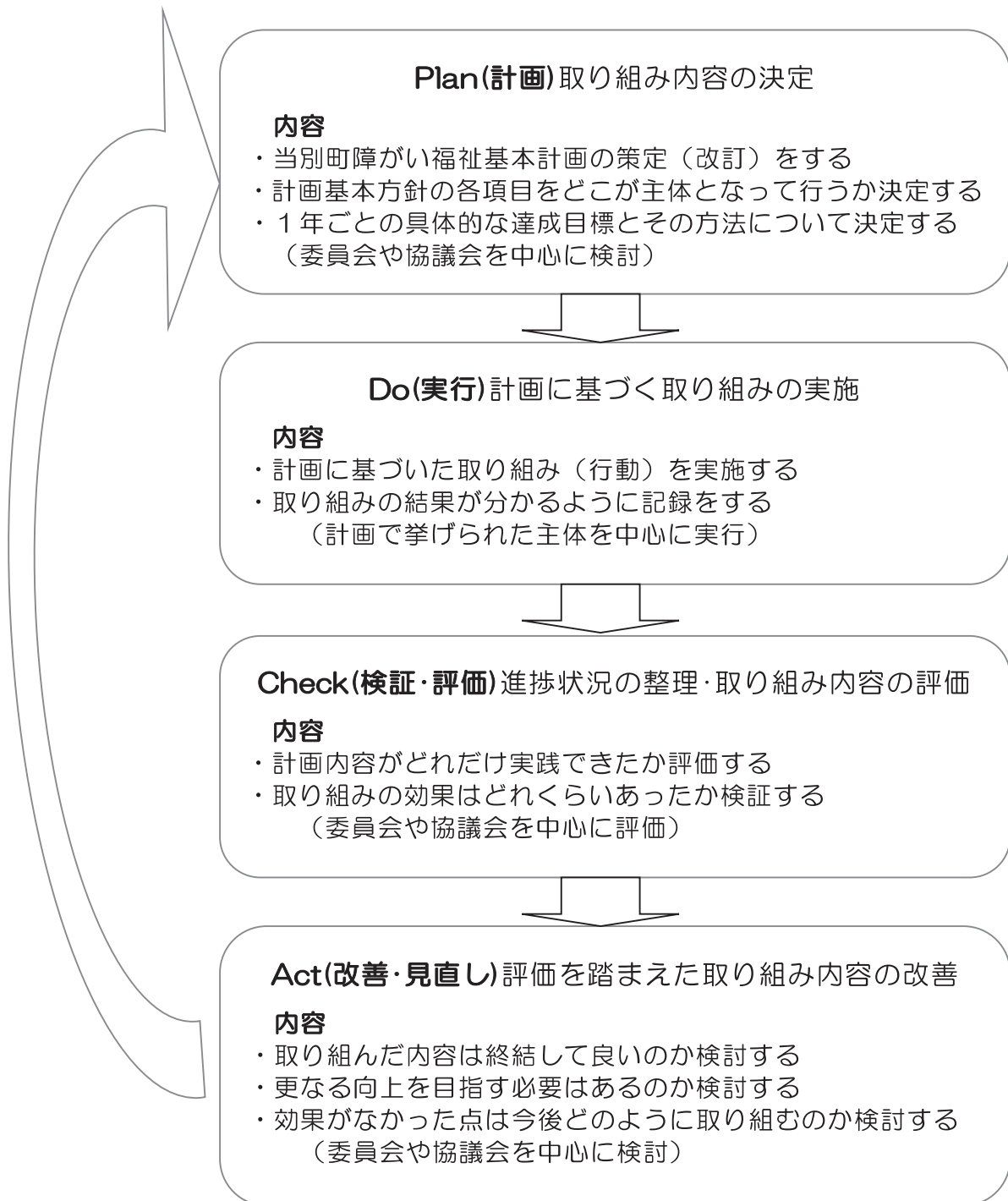
【検討の流れと計画の策定体制】



5) 計画評価の実施に向けて

具体的に行った取り組みを可視化し、定期的に評価を行うPDCAサイクルを基本に計画を遂行していきます。

評価を進めていくにあたり、具体的な各項目を進めていくための主体を明確にします。実施内容を評価して、施策をより良いものとしていきます。そのため、委員会や協議会を中心に評価を進める体制を整え、毎年定期的に評価・見直しを実施します。

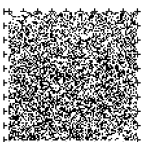
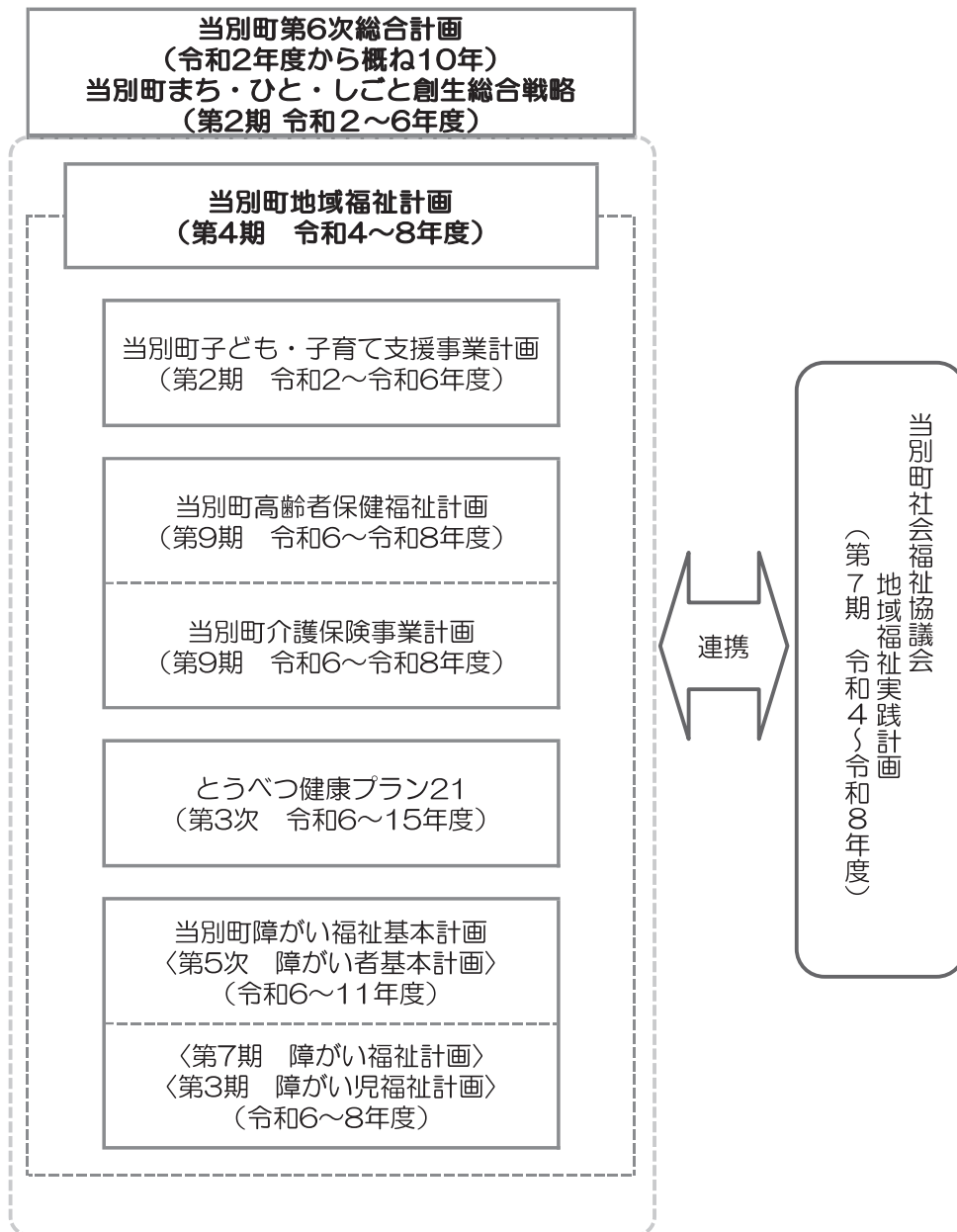


6) 当別町の様々な福祉計画との関連

「当別町第6次総合計画/当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を進めていく上で、各種保健・福祉施策の基盤となる地域づくりを含め、保健・福祉全般について総括的に取りまとめて各種計画を横につなげていく「当別町地域福祉計画」を上位計画としています。

部門別計画としては「当別町子ども・子育て支援事業計画」「当別町高齢者保健福祉計画」「当別町介護保険事業計画」「とうべつ健康プラン21」とともに本計画が位置づけられています。

また、当別町社会福祉協議会における「地域福祉実践計画」とも連携して誰もがその人らしく生活が送れるような地域社会を目指します。



Ⅱ 障がい者を取り巻く 現状と課題

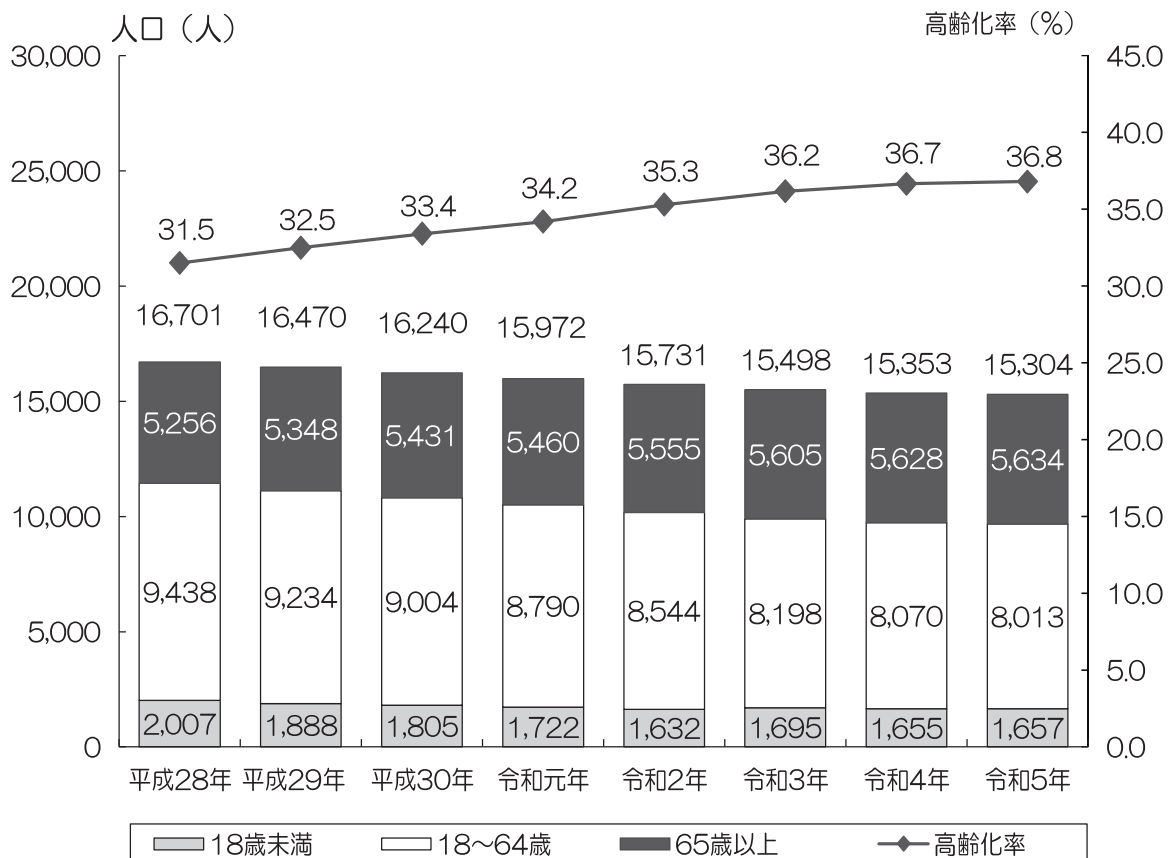
1 障がいがある方の現状

1) 町の人口動向

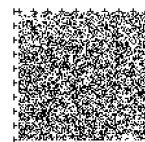
当別町の人口は、令和5年（4月1日現在）では15,304人となっており、近年緩やかな減少傾向が続いています。

令和5年度の65歳以上の高齢者は、令和4年度とほぼ同数の5,634人となっております。高齢化率でみると令和5年は36.8%と高くなっていますが、その伸び率は鈍化しています。

当別町の人口の推移



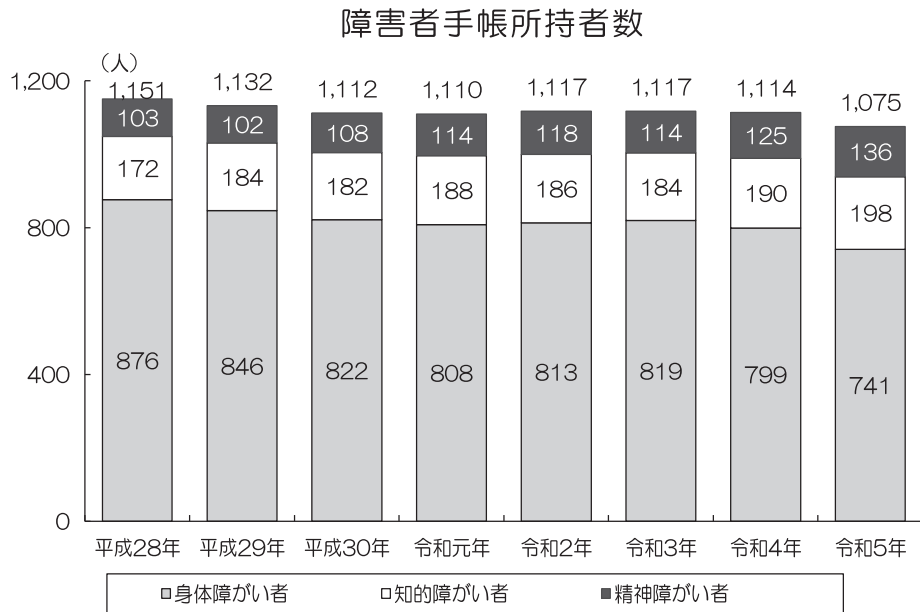
資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）



2) 障がいがある方の動向

(1) 障がい種別障害者手帳所持者数

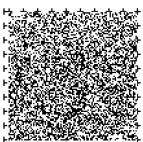
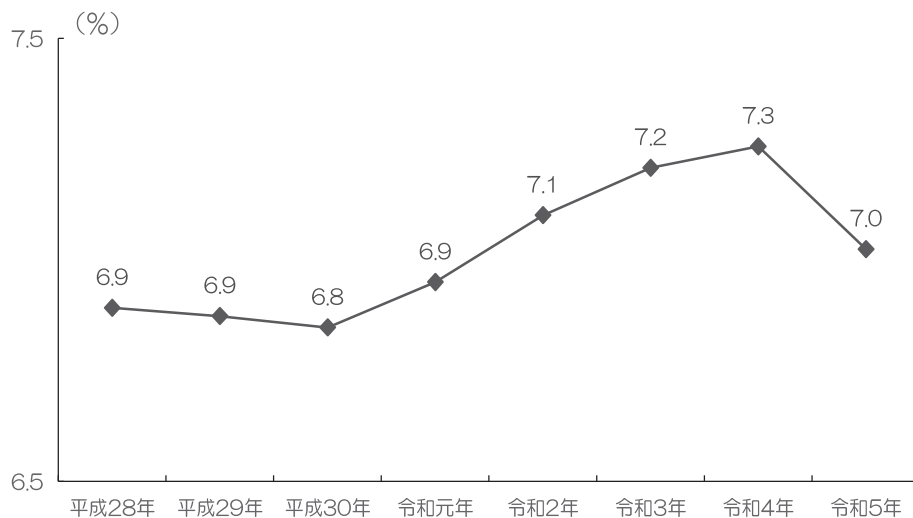
3障がい（身体、知的、精神）者の総数は、令和5年（4月1日現在）で1,075人となっています。障がい種別で見ると、身体障がい者が最も多く令和5年は741人で全体の68.9%、次いで知的障がい者は198人で全体の18.4%、精神障がい者は136人で全体の12.7%を占めています。



資料：障がい支援係（各年度4月1日現在）

当別町の全人口に対する障害者手帳所持者数の割合は、令和5年は7.0%で、その割合は減少しています。

人口に対する障害者手帳所持者の割合

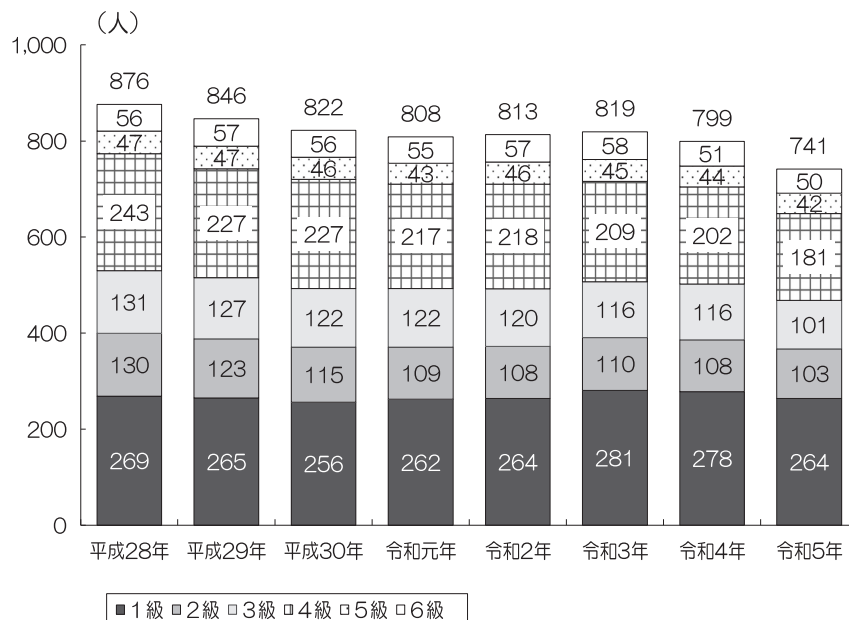


(2) 身体障がい者

<等級別>

令和5年の身体障害者手帳所持者は741人で、等級別では重度障がい者（1級、2級）が49.5%で、半数近くを占めています。

等級別身体障がい者数

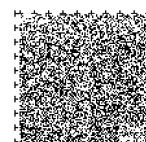
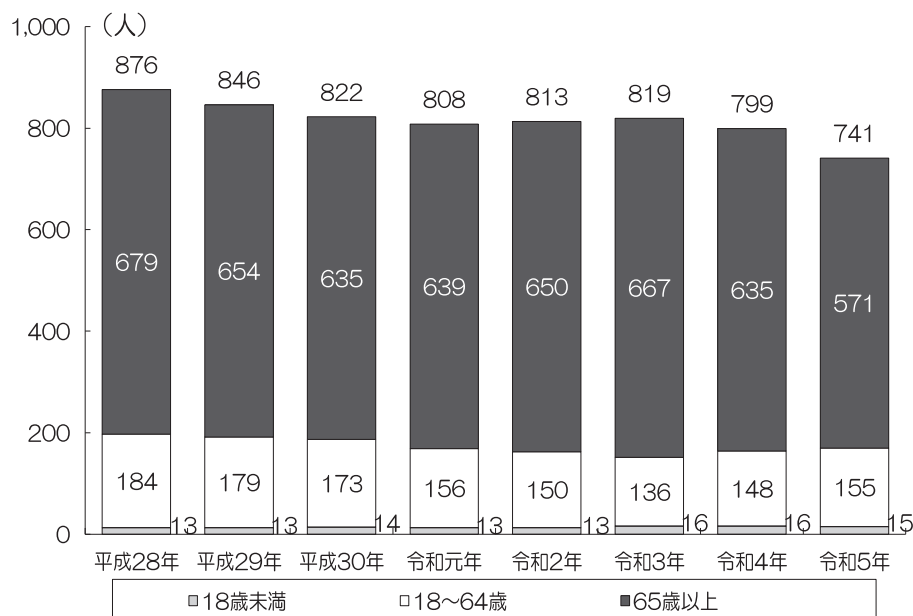


資料：障がい支援係（各年度4月1日現在）

<年齢階層別>

年齢階層別では、65歳以上の高齢者が令和5年は571人で、全体の77.1%と大半を占めており、またその比率は低下してきています。

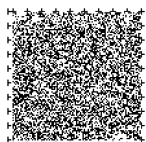
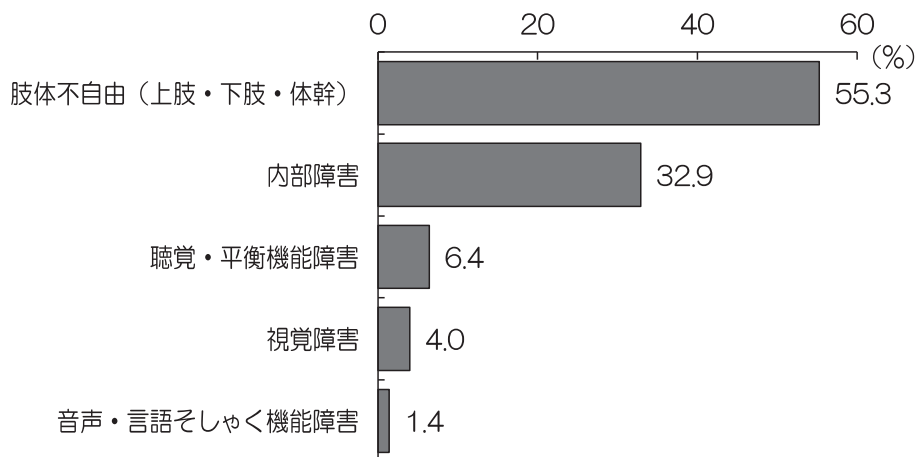
年齢階層別身体障がい者数



<種類別>

種類別では、「肢体不自由（上肢、下肢、体幹）」が55.3%と最も多く、次いで「内部障害」が32.9%、「聴覚・平衡機能障害」が6.4%となっています。

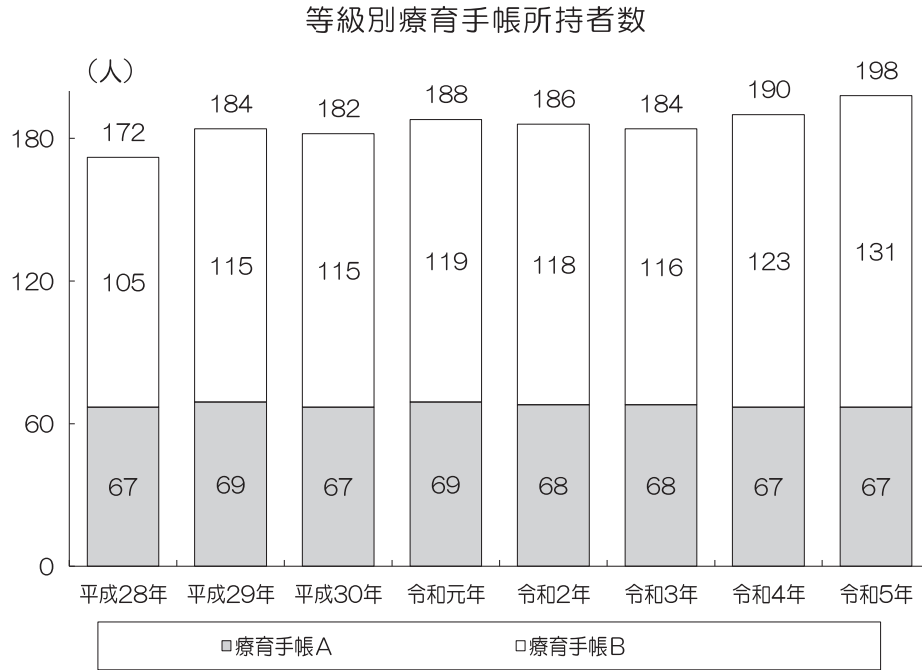
種類別身体障害者手帳所持者の構成比（令和5年）



(3) 知的障がい者

<等級別>

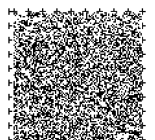
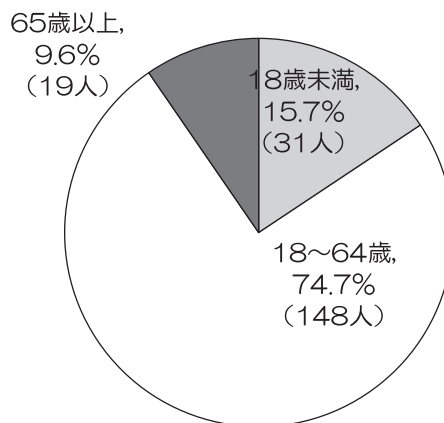
令和5年は、療育手帳所持者は198人で、等級別では、療育手帳A（重度）が67人で全体の33.8%、療育手帳B（軽度）が131人で66.2%を占めています。



<年齢階層別>

年齢階層別では、「18～64歳」が74.7%と最も多く、次いで「18歳未満」が15.7%、「65歳以上」が9.6%となっています。

年齢階層別療育手帳所持者数（令和5年度）

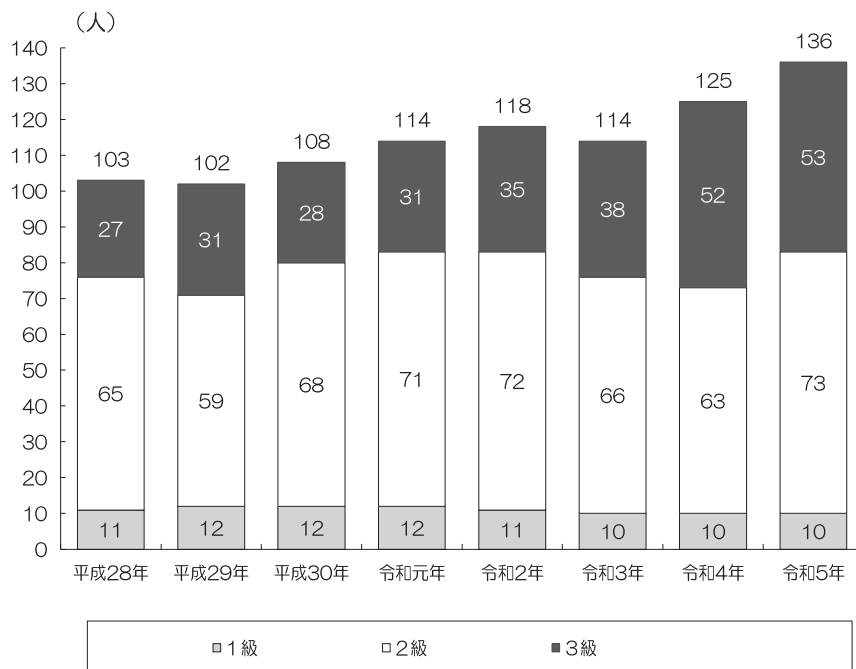


(4) 精神障がい者

<等級別>

令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者は136人で、等級別では「2級」が73人と最も多く全体の53.7%を占めています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

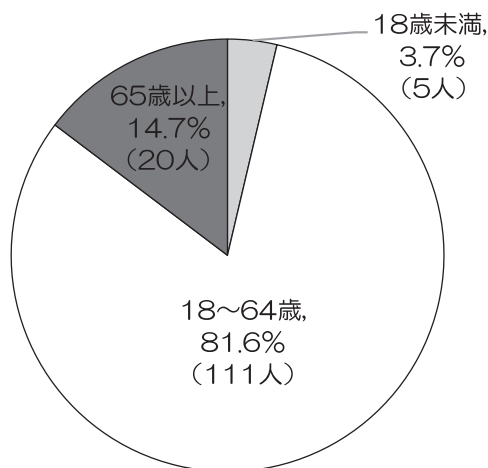


資料：障がい支援係（各年度4月1日現在）

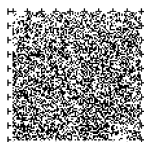
<年齢階層別>

年齢階層別では、「18～64歳」が81.6%と最も多く、次いで「65歳以上」が14.7%、「18歳未満」が3.7%となっています。

年齢階層別精神障がい者保健福祉手帳所持者数（令和5年度）



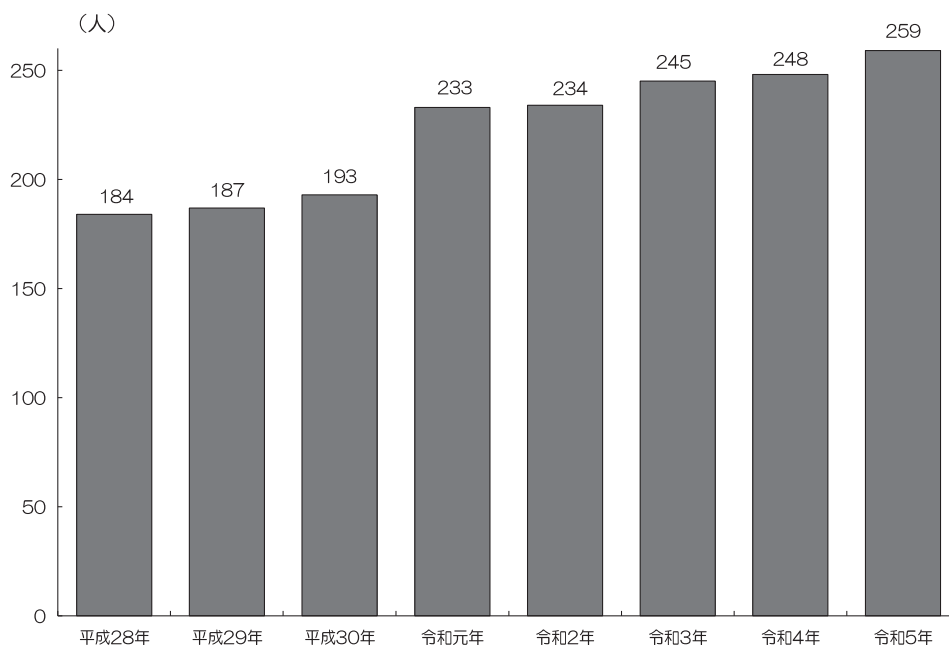
資料：障がい支援係（各年度4月1日現在）



< 自立支援医療（精神通院）受給者数 >

自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和5年は259人となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者数

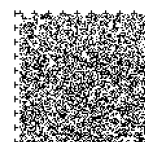


資料：障がい支援係（各年度 4月1日現在）

自立支援医療は精神障害者保健福祉手帳所持とは別のサービスとなります。

自立支援医療とは、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

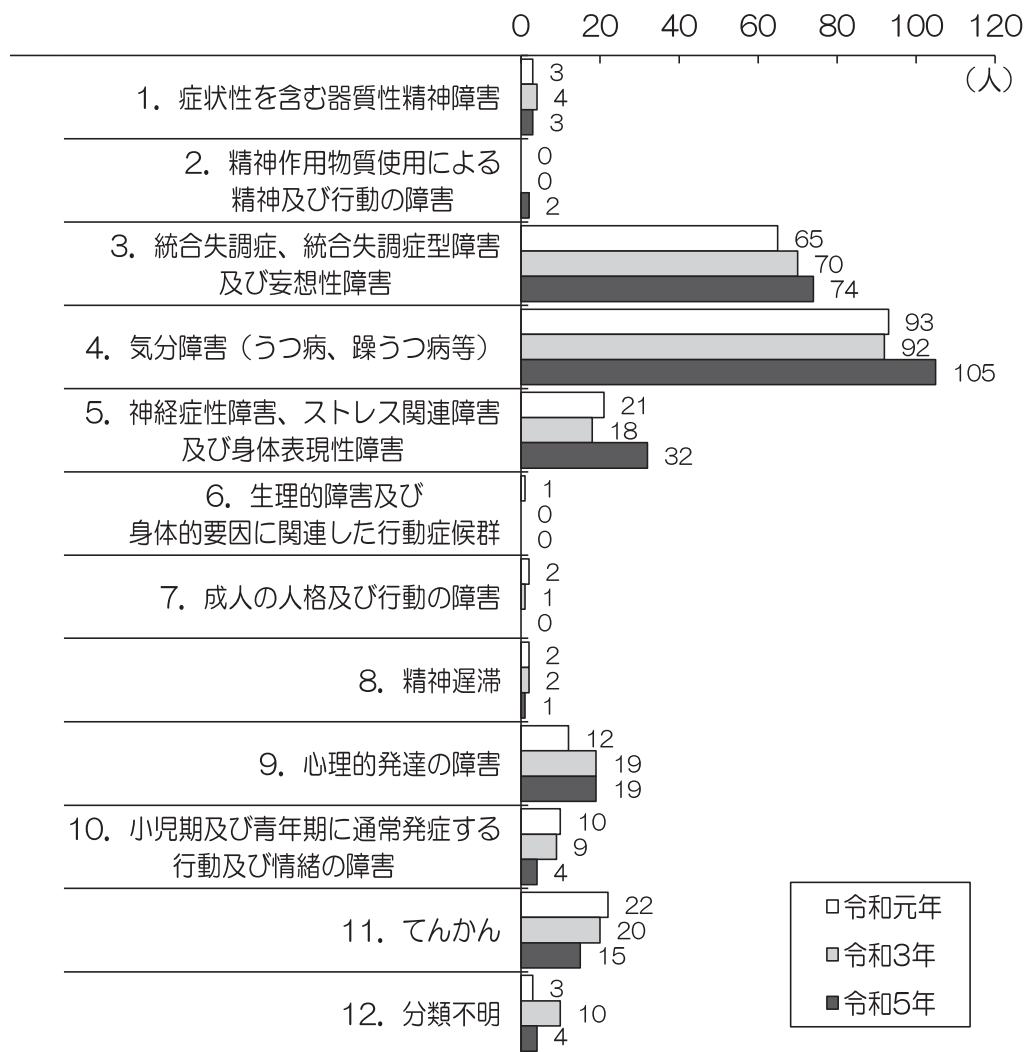
- ・精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- ・更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
- ・育成医療：身体に障がいをもつ児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）



＜疾病別自立支援医療（精神通院）受給者数＞

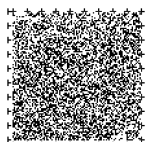
疾病別では、「気分障害（うつ病、躁うつ病等）」が105人と最も多く全体の40.5%を占めており、次いで「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が74人で28.6%を占めています。また「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」が倍近く増加しています。

疾病別自立支援医療（精神通院）受給者数（令和5年度）



資料：障がい支援係（各年度4月1日現在）

統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分障害（うつ病、躁うつ病等）、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害などが最近では増加傾向となっています。



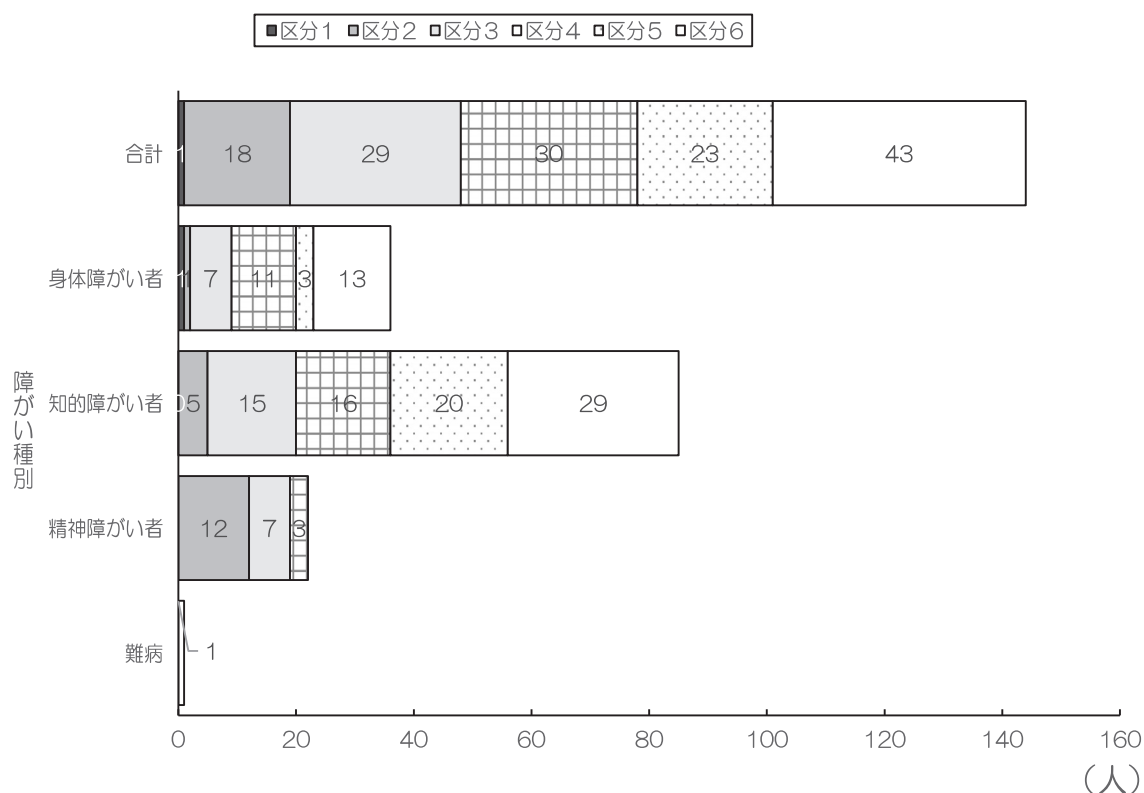
(5) 障害支援区分

<等級別>

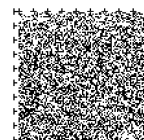
令和5年の障害支援区分認定者数は144人で「区分6」が43人と全体の29.9%を占めており最も多く、次いで「区分4」が30人で20.8%、「区分3」が29人で20.1%を占めています。

障がい種別認定者数をみると、「知的障がい者」が85人と最も多く、次いで「身体障がい者」は36人、「精神障がい者」は22人、「難病」は1人となっています。精神障がい者の割合が増えてきています。

障がい支援区分別障がい者数（令和5年）



資料：障がい支援係（各年度4月1日現在）



Ⅲ これまでの計画における 課題と取り組み

1 これまでの計画における課題

前回の計画において、特に下記の項目について課題として取り上げていました。

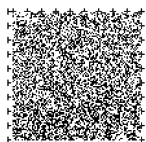
- 安心・安全の確保
 - ・障がいや踏まえた防災に対する本人・住民の意識の向上
 - ・潜在的に支援を必要とする人の発見
- 当事者の地域活動参加への支援体制の強化
 - ・当事者団体同士や町内の様々なクラブ交流や情報共有をしながらの活動の展開
- 生活支援の充実
 - ・生活スキルもサポートしてくれる支援体制づくり
- 移動手段の確保
 - ・関係機関とともに移動に対するニーズ把握の実施
- 権利擁護の推進
 - ・障がいのある人が自らの主体的な生活を考えていける体制の整備

2 これまでの計画に対する取り組み

1) 当別町障がい者地域自立支援協議会

障がい者地域自立支援協議会は、障がい者の地域生活の支援と推進のため、福祉、就労、保健、医療等に係る各種サービスを関係機関が総合的に調整し、連携強化を行うことにより、各機関が効果的に支援を実施し、かつ推進するため設置しました。

障がい者基本計画の推進にあたりましても、当別町障がい者地域自立支援協議会を中心として活動の検討及び確認し、計画推進のため各部会において意見交換、グループワーク、実践発表等の活動を行ってきましたが、新型コロナウイルスの影響により、対面会議が出来なく書面会議での開催にとどまり、活動が難しくなった側面もありました。現在は感染症対応も徐々に緩和され、様々な活動を進めていくことが出来る状況になってきています。



2) 各部会と役割

○しごと部会

- ・課題を抱えた方の雇用についての広がりや繋がりを作り、「知る」「相談」「体験」等をキーワードに、分野を越えて検討する

○ほんにん部会

- ・いろいろな自分に出会うため、当事者間の交流の機会及び学びの機会を増やす

○ちいき部会

- ・当事者が安心できる暮らしを支えられる地域づくり

○こども部会

- ・障がいのある子どもやその家族の充実した地域生活の実現

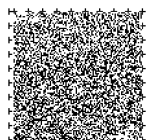
○計画相談部会

- ・サービス等利用計画の質の向上と課題抽出

○個別検討会議

- ・困難ケース等の協働支援と困り感の共有及びスキルアップ

	部会名	役割	基本方針との関連
当別町障がい者地域自立支援協議会（全体会）	しごと部会	課題を抱えた方の雇用についての広がりや繋がりを作り、「知る」「相談」「体験」等をキーワードに、分野を越えて検討していく部会	○働くことを支えます
	ほんにん部会	障がいのある子どもやその家族の充実した地域生活の実現のために、必要な福祉サービス、相談支援、関係機関と連動した支援について考える部会	○地域で支えます（当事者の地域活動参加への支援体制強化）
	ちいき部会	権利擁護（成年後見制度等）理解や障がい者虐待防止、障害福祉計画の具体的な実施に向けた検討を進めていく部会	○地域で支えます ○障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます ○障がいがある方の権利が守られるまちづくりを目指します
	こども部会	当事者同士や学生、地域住民や地域サークルなど他機関多世代との交流を本人たちが企画し、当事者活動の活性化を図る部会	○発達を支えます
	計画相談部会	計画相談実施事業所間での情報や課題の共有、制度理解やサービス等利用計画の質の向上に取り組む部会	○障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます
	個別検討会議	対応に苦慮しているケースについて関係機関が集まり、情報共有・課題分析・支援方針や役割分担等について検討する場	○障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます



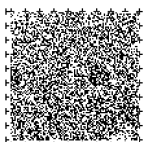
Ⅳ 障がい者・障がい児のサービスの現状と目標量の達成度

1

障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）の目標量と達成度

障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）の計画値と実績値の比較は下表に示すとおりです。計画値に満たなかったもの、あるいは実績値が上回ったものがありますが、コロナ禍における実績値であることから、その影響も考慮し次期計画のサービス見込量を検討する必要があります。

サービス名	令和3年度 (計画値)	令和3年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和4年度 (計画値)	令和4年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和5年度 (計画値)	令和5年度 (実績見込 値)	達成率 (%)
訪問系（月平均）									
居宅介護 (ホームヘルプ)	20 人	24 人	120.0	20 人	27 人	135.0	21 人	30 人	142.9
	280時間	313時間	111.8	280時間	316時間	112.9	280時間	320時間	114.3
重度訪問介護	1 人	0 人	-	1 人	1 人	100.0	1 人	1 人	100.0
	16時間	0時間	-	24時間	14時間	58.3	24時間	15時間	62.5
同行援護	2 人	2 人	100.0	2 人	2 人	100.0	3 人	3 人	100.0
	8時間	8時間	100.0	8時間	12時間	150.0	16時間	13時間	81.3
行動援護	9 人	10 人	111.1	10 人	10 人	100.0	11 人	10 人	90.9
	54時間	150時間	277.8	60時間	148時間	246.7	66時間	150時間	227.3
重度障がい者等 包括支援	0 人	0 人	-	0 人	0 人	-	0 人	0 人	-
	0時間	0時間	-	0時間	0時間	-	0時間	0時間	-
日中活動系（月平均）									
生活介護	60 人	60 人	100.0	61 人	58 人	95.1	62 人	58 人	93.5
	1,260 日	1,321 日	104.8	1,281 日	1,246 日	97.3	1,302 日	1,250 日	96.0
自立訓練 (機能訓練)	0 人	0 人	-	0 人	0 人	-	0 人	0 人	-
	0 日	0 日	-	0 日	0 日	-	0 日	0 日	-
自立訓練 (生活訓練)	1 人	0 人	0.0	2 人	1 人	50.0	2 人	2 人	100.0
	20 日	0 日	0.0	40 日	25 日	62.5	40 日	40 日	100.0
就労移行支援	3 人	3 人	100.0	3 人	2 人	66.7	3 人	3 人	100.0
	50 日	56 日	112.0	50 日	27 日	54.0	50 日	50 日	100.0
就労継続支援 (A型・雇用型)	20 人	23 人	115.0	21 人	24 人	114.3	22 人	29 人	131.8
	400 日	426 日	106.5	420 日	464 日	110.5	440 日	560 日	127.3
就労継続支援 (B型・非雇用型)	57 人	42 人	73.7	58 人	55 人	94.8	59 人	64 人	108.5
	1072 日	739 日	68.9	1102 日	952 日	86.4	1121 日	1121 日	100.0
就労定着支援	-	5 人	-	-	7 人	-	-	5 人	-
	-	5 日	-	-	7 日	-	-	5 日	-
療養介護	7 人	6 人	85.7	7 人	6 人	85.7	7 人	6 人	85.7
	213 日	182 日	85.4	213 日	183 日	85.9	213 日	183 日	85.9
短期入所（福祉型） (ショートステイ)	2 人	3 人	150.0	3 人	3 人	100.0	4 人	3 人	75.0
	20 日	13 日	65.0	30 日	13 日	43.3	40 日	15 日	37.5
短期入所（医療型） (ショートステイ)	0 人	1 人	-	0 人	1 人	-	0 人	1 人	-
	0 日	1 日	-	0 日	1 日	-	0 日	1 日	-

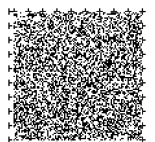


サービス名	令和3年度 (計画値)	令和3年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和4年度 (計画値)	令和4年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和5年度 (計画値)	令和5年度 (実績見込 値)	達成率 (%)
居住系（月平均）									
共同生活援助 (グループホーム)	54 人	51 人	94.4	56 人	56 人	100.0	58 人	60 人	103.4
施設入所支援	39 人	40 人	102.6	39 人	38 人	97.4	39 人	37 人	94.9
相談支援									
計画相談支援	150 人	145 人	96.7	150 人	160 人	106.7	150 人	170 人	113.3
地域相談支援 (地域移行支援)	1 人	0 人	0.0	1 人	0 人	0.0	1 人	1 人	100.0
地域相談支援 (地域定着支援)	1 人	0 人	0.0	1 人	0 人	0.0	1 人	1 人	100.0

2 児童福祉法のサービスの目標量と達成度

児童福祉法のサービスの計画値と実績値の比較は下表に示すとおりです。計画値に満たなかったもの、あるいは実績値が上回ったものがありますが、コロナ禍における実績値であることから、その影響も考慮し次期計画のサービス見込量を検討する必要があります。

サービス名	令和3年度 (計画値)	令和3年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和4年度 (計画値)	令和4年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和5年度 (計画値)	令和5年度 (実績見込 値)	達成率 (%)
障害児通所支援									
児童発達支援	18 人	19 人	105.6	18 人	23 人	127.8	19 人	26 人	136.8
	90 日	89 日	98.9	90 日	101 日	112.2	95 日	113 日	118.9
放課後等デイサービス	38 人	34 人	89.5	42 人	46 人	109.5	43 人	48 人	111.6
	380 日	331 日	87.1	420 日	386 日	91.9	430 日	378 日	87.9
保育所等訪問支援	6 人	1 人	16.7	6 人	3 人	50.0	6 人	5 人	83.3
	6 日	1 日	16.7	6 日	3 日	50.0	6 日	5 日	83.3
障害児相談支援	65 人	63 人	96.9	66 人	81 人	122.7	67 人	83 人	123.9



3

障害者総合支援法のサービス (地域生活支援事業)の目標量と達成度

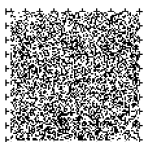
障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）の計画値と実績値の比較は下表に示すとおりですが、特に新型コロナウイルスの影響を受けたのは、「移動支援事業」です。

■ 相談支援事業

サービス名	令和3年度 (計画値)	令和3年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和4年度 (計画値)	令和4年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和5年度 (計画値)	令和5年度 (実績見込値)	達成率 (%)
(1) 相談支援事業									
①障がい者相談支援事業 (か所)	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
②相談支援機能強化事業 (実施の有無)	有	有		有	有		有	有	

(参考) 相談支援事業の実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年9月末
相談実件数		837 件	773 件	297 件
相談延べ件数 (1)		2,581 件	2,998 件	974 件
(1) の 性別	男	1,069 名	1,231 名	516 名
	女	1,512 名	1,767 名	458 名
	不明	0 名	0 名	0 名
(1) の 障がい種別	身体障がい者	270 名	310 名	86 名
	知的障がい者	657 名	689 名	228 名
	精神障がい者	1,027 名	1,137 名	428 名
	発達障がい	758 名	560 名	233 名
	不明・他	185 名	86 名	78 名
相談内容	サービスについて	1,764 件	1,172 件	710 件
	障がいや病状の理解について	82 件	26 件	69 件
	健康・医療について	230 件	411 件	186 件
	こころの相談・希死念慮	— 件	— 件	82 件
	不安解消・情緒について	817 件	467 件	317 件
	保育・教育について	93 件	193 件	82 件
	家族・人間関係について	513 件	258 件	208 件
	家計・経済について	237 件	222 件	69 件
	生活技術について	403 件	374 件	137 件
	就労について	242 件	196 件	143 件
	社会参加・余暇活動について	170 件	44 件	198 件
	権利擁護について	22 件	16 件	23 件
	計画書について	466 件	576 件	260 件
	その他	1,949 件	1,969 件	538 件



■ 成年後見制度利用支援事業

サービス名	令和3年度 (計画値)	令和3年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和4年度 (計画値)	令和4年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和5年度 (計画値)	令和5年度 (実績見込値)	達成率 (%)
(2) 成年後見制度利用支援事業									
①成年後見制度 利用者数(人)	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
②市民後見人 登録者数(人)	1	0	0.0	2	0	0.0	3	0	0.0

■ 意思疎通支援事業

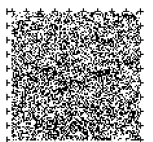
サービス名	令和3年度 (計画値)	令和3年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和4年度 (計画値)	令和4年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和5年度 (計画値)	令和5年度 (実績見込値)	達成率 (%)
(3) コミュニケーション支援事業(意思疎通支援事業)									
①手話通訳者・要約 筆記者派遣事業(人)	2	0	0.0	2	0	0.0	2	1	50.0

■ 日常生活用具給付等事業(年間延べ給付件数)

サービス名	令和3年度 (計画値)	令和3年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和4年度 (計画値)	令和4年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和5年度 (計画値)	令和5年度 (実績見込値)	達成率 (%)
(4) 日常生活用具給付等事業									
①介護・訓練 支援用具(件)	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
②自立生活 支援用具(件)	6	2	33.3	6	5	83.3	6	6	100.0
③在宅療養等 支援用具(件)	6	4	66.7	6	8	133.3	6	9	150.0
④情報・意思疎通 支援用具(件)	1	1	100.0	1	0	0.0	1	1	100.0
⑤排せつ管理 支援用具(件)	516	424	82.2	522	341	65.3	528	392	74.2
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)(件)	1	3	300.0	1	0	0.0	1	1	100.0

■ 移動支援事業

サービス名	令和3年度 (計画値)	令和3年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和4年度 (計画値)	令和4年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和5年度 (計画値)	令和5年度 (実績見込値)	達成率 (%)
(5) 移動支援事業									
実施箇所数(か所)	7	5	71.4	7	5	71.4	7	5	71.4
月間利用者数(人)	26	16	61.5	27	20	74.1	28	22	78.6
月間延利用時間数 (時間)	280	52	18.6	290	62	21.4	300	70	23.3

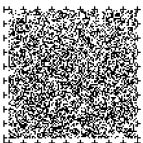


■ 地域活動支援センター運営事業

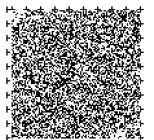
サービス名	令和3年度 (計画値)	令和3年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和4年度 (計画値)	令和4年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和5年度 (計画値)	令和5年度 (実績見込値)	達成率 (%)
(6) 地域活動支援センター事業									
実施箇所数 (か所)	2	2	100.0	2	2	100.0	2	2	100.0
利用者数 (人)	17	13	76.5	17	13	76.5	17	14	82.4

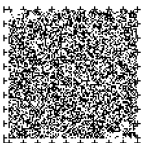
■ 独自事業

サービス名	令和3年度 (計画値)	令和3年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和4年度 (計画値)	令和4年度 (実績値)	進捗率 (%)	令和5年度 (計画値)	令和5年度 (実績見込値)	達成率 (%)
(7) 日中一時支援事業									
実施箇所数 (か所)	4	2	50.0	4	2	50.0	4	2	50.0
月間登録者数 (人)	22	15	68.2	23	18	78.3	24	20	83.3
月間利用時間数 (時間)	97	38	39.2	101	34	33.7	105	36	34.3
(8) 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業									
年間利用者数 (人)	1	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0



第2編
障がい者基本計画
【基本的な考え方と施策展開】





I 基本理念と方針

1 基本理念

本計画では、これまでの計画の精神を継承しつつ、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、あらゆる人が支え、支えられ、いつまでも住み続けられる「共生のまちづくり」に対する考え方も含まれたものとなっています。

近年の地域での福祉課題も複雑化・複合化が顕著となるなか、地域住民が一体となり包括的な支援体制を構築し、積極的な取り組みを広げていくことが求められています。また、平成30年の北海道胆振東部地震、令和6年の能登半島地震をはじめ、集中豪雨や土砂災害等が全国で発生していることから、避難所・避難経路の確認などの防災に対する認識は勿論のこと、地域との繋がりはこれまで以上に必要となってきます。更に新型コロナウイルスの世界的な流行があったことから、災害時における感染対策に加え、平時より新型コロナウイルスや新たな感染症などが発生した場合に対応する対策が求められているところです。

基本理念

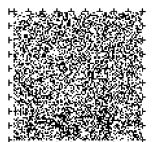
- ①障がいがある方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます
- ②みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します
- ③地域の支援力を高めます

2 基本方針

基本方針についてこれまでの5つの方針を継承します。第4期当別町地域福祉計画をふまえつつ、障がいがある方の生活について地域を基盤としながら一人一人を大切に、より具体的な取り組みを進めていきます。また、福祉だけではなく、医療、教育や就労関係機関など様々な関係機関と情報共有や協働のもと、重層的に施策に取り組んでいくことが重要となります。

基本方針

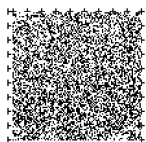
- ①地域で支えます
- ②障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます
- ③働くことを支えます
- ④発達を支えます
- ⑤障がいがある方の権利が守られるまちづくりを目指します



3 施策の体系

施策の体系は次のものとします。

基本理念	基本方針	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援力を高めめます ・みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします ・障がいがある方が地域でいきいきと生活できるように自立生活を支援します 	方針1 地域で支えます	相談体制の充実 支援者の研修会等スキルアップの強化 障がいに対する理解の促進 安心・安全の確保 地域内交流の促進 情報提供体制の充実 福祉教育の推進 人的資源の充実 当事者の地域活動参加への支援体制の強化
	方針2 障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます	自立生活への移行機能の整備（住まいの場の確保等） 生活支援の充実 移動手段の充実 街中におけるバリアフリー環境の整備 家族を支える仕組みの充実
	方針3 働くことを支えます	事業所の仕事の拡充 当別町の特性を活かした働く場の創造 企業に対する理解の促進 働く環境の支援体制の充実
	方針4 発達を支えます	障がい等に対する保育・療育体制の充実 障がいがある幼児・児童・生徒の支援 福祉・保健・医療・教育の連携による支援体制づくり
	方針5 障がいがある方の権利が守られるまちづくりを目指します	権利擁護の推進 虐待防止ネットワーク体制の構築 差別の解消



Ⅱ 施策の展開

1 地域で支えます

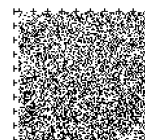
地域共生社会の実現に向け、障がいの有無には関係なく身近な地域における支え合いが基本となります。これは地域包括ケアシステムとして、町全体の福祉に関する諸問題を包括的にとらえ解決に導く仕組みづくりとも共通します。

そのための一つとして、町民一人一人が障がいに対する理解を深め（「知る」から「わかる」へ）、我がこととして、相互に学び・交流し合う機会が大切です。

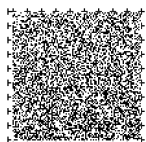
また、いつでも気軽に相談できること、障がいの特性に対応したわかりやすい情報提供を工夫していくことは、障がいがある方だけではなく、町民の安心・安全な生活の確保にも結びついてくるものです。

これらの施策を展開する中で、一つのコミュニティとして、障がいがある方が地域での様々な活動に参加しやすい環境を創り、また、それを支援する専門家の養成を図り、地域ぐるみで支援する体制づくりを図っていくことがとても大切です。

施策	内容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○相談支援事業所のPR○それぞれの専門分野・制度における相談員の配置○関係機関が集まる機会を充実させ、個別のケースに対する支援体制の構築を図る○相談者に対して、迅速かつ適切な対応が出来るような体制づくりを図る
支援者の研修会等スキルアップの強化	<ul style="list-style-type: none">○専門支援のスキルアップのための学習会・研修会の開催（精神障がい・医療的ケア等）○福祉の働き手が魅力を感じる支援体制づくり○大学等と連携したスキルアップ支援○事業所同士の気軽な情報交換の場づくり○レクリエーションを企画し実現できるコーディネーターの育成○関係機関同士がお互いの実践を第三者的に評価できる体制づくり



障がいに対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○勉強会の開催（学校向け、企業向け、まちづくり勉強会など） ○障がいについてわかりやすいガイドブックの作成と無料配布 ○当別町内の障がい福祉ガイドマップの作成と周知 ○啓発活動の推進（当事者の会の活動報告の回覧板への掲載等） ○障がいがある方がよく行く場所（コンビニ、スーパー、銀行等）への障がいに対する理解の啓発活動 ○不登校、ニート、引きこもりを克服した方の話や専門家、支援者の話を聞く機会づくり ○町内の店に障がいに関わるパンフレットの設置
安心・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時等に備え、日ごろからの繋がりと対応できる仕組みづくり・福祉関連法人との連携 ○福祉避難所及び一般避難所に関する情報を広く周知するとともに、平時から要配慮者の把握に努める ○障がいがある方を想定した地域での避難訓練の実施 ○障がいを踏まえた防災に対する本人・住民の意識の向上 ○ウイルス感染症対策に係る体制整備の推進
地域内交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○みんなが顔見知りになる挨拶運動 ○様々な資源を活用した定期的な交流機会の拡充
情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各サークルや当事者団体の紹介を町のホームページへ掲載 ○紙面による情報発信だけではなく、民生委員などから地域住民への情報発信 ○情報がタイムリーにわかる体制、方法の充実（一目でわかるものを作る） ○イベントや集える場所等、様々な機会を捉えた情報交換 ○様々な障がいの状況を踏まえた情報提供体制
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育と協力した積極的な障がいを知る機会の拡充
人的資源の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいがあっても「支えること」ができる ○マンパワーの開発と継続的な確保 ○各種学校との連携 ○支援の質の向上を目指した身近な研修の場の確保
当事者の地域活動参加への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者団体同士や町内の様々なクラブ交流や情報共有をしながらの活動の展開 ○若い世代の当事者グループ活動の充実 ○若い世代の当事者団体と高齢の当事者団体の交流会の開催 ○趣味や仕事を発表できる場の提供と住民との繋がり強化 ○障がいがある方が企画から参加するイベントづくり



障がいがある方の自立した 地域生活・家族を支えます

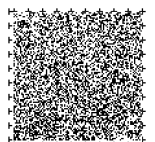
障がいがあっても、自らの力を活用しながら日常生活を過ごすことができる環境づくりが求められます。

そのためには、“住まいの場”を中心に、生活を支える支援の充実を図っていく必要があります。

また、安心して暮らすには、24時間の見守りや生活の各場面での支援体制を整えていく必要があります。

さらに、病院、買い物、余暇等、街中に自由に出かけることができるように、より使いやすい移動手段の充実や、活動の阻害要因を極力無くしていくハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進が求められます。

施策	内容
自立生活への移行 機能の整備 (住まいの場の 確保等)	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の特性を踏まえたグループホームの整備促進 ○グループホームの町内会等地域との連携促進 ○空き部屋の活用 ○一人暮らし体験の仕組みづくり ○障がい、高齢に関わらず暮らせる共同生活の場の創設
生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間サポート体制の確立 ○生活スキルもサポートしてくれる支援体制づくり ○働いている人や、事業所に通っている人のための夜間のスポーツや文化活動、生涯学習活動の推進、資源の開発 ○身近に相談できる場の拡充 ○冬期の除雪体制に対するニーズ把握と除雪サービス充実の検討
移動手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○JRと当別ふれあいバスの接続のスムーズ化 ○障がいのある方等を考慮した当別ふれあいバスルートや停留所の検討、市街地予約型線（デマンド）バスの更なる利用 ○関係機関とともに移動に対するニーズ把握の実施 ○移動支援の拡充に向けた定期的な検討会議の開催
街中における バリアフリー環境 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○散歩する時に一休みできる椅子やスポットの整備 ○公共施設を中心としたバリアフリーの推進 ○道路等の適切な改修 ○こころのバリアフリーの充実 ○コミュニケーション（会話等）におけるバリアフリーの推進
家族を支える仕組 みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○家族のレスパイトを図れるサービスの充実 ○ケアラーの把握・支援



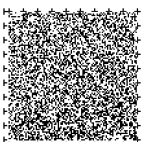
3 働くことを支えます

障がいがある方が就労することへは、まだまだ障壁が多い状態です。就労することは金銭面だけではない、様々な生活を豊かにする要素を含んでいます。そのためにも環境を良くしていく必要があります。

障がいがある方の就労能力の向上だけではなく、受け入れる企業側の障がいに対する理解が非常に大切になってきます。

また、既存の企業だけでなく、新たに障がいがある方に適した就労の場を創っていくという考え方も重要です。本町の特性を活かし、例えば農業面での就労や、冬場ならではの仕事といったことを工夫するとともに、障がいがある方の特性に応じて、様々な働く場や働き方を少しでも増やしていくことが求められます。

施策	内容
事業所の仕事の拡充	○「当別町における障がい者就労施設からの物品等調達方針」を庁内に周知し物品、役務の拡大
当別町の特性を活かした働く場の創造	○当別産作物を使用した、障がいがある方が関わる「当別ブランド」の商品開発 ○農業を発展させたさらなる雇用の場の創出
企業に対する理解の促進	○町内企業への理解促進と、既に取り組んでいる企業のPRの充実 ○企業向けのわかりやすい情報の提供 ○企業が障がいがある方が働いている場面を見て、触れ合う機会の設置
働く環境の支援体制の充実	○就労体験、企業実習ができる場の増設 ○仕事をしながら相談できる場所や人の体制整備 ○自立できるだけの給料確保の体制づくり ○就労継続支援事業等の利用に対する交通費の助成 ○仕事をしている障がいがある方の体験を聞く機会の設置 ○継続できる、再出発できる支援体制



4 発達を支えます

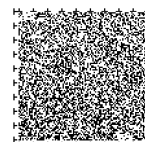
出生時から子ども・成人・高齢に至る成長の過程の中で、発達や教育・医療といった様々なニーズに横断的に対応していくことが大切です。

乳幼児期から学齢期においては、乳幼児の健康診査・育児相談、訪問指導等の体制を継続するとともに、認定こども園、子ども発達支援センター、各種福祉サービス事業所、医療機関等関係機関が連携した取り組み体制を作っていくことが重要となります。ペアレントトレーニング等の支援体制の確保も重要な視点となります。

また、学齢期においては、障がいの特性が十分に把握された就学環境の中で、個々の個性を伸ばす教育体制が求められます。

さらに、全てのライフステージを通して、保健や医療といった健康面について、関係機関の相互連携による支援体制の構築が求められます。

施策	内容
障がい等に対する保育・療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園及び小学校等、発達に課題がある子どもへの指導体制の強化 ○各関係機関との連携強化による、早期発見、障がい理解の促進、情報提供の体制づくり ○地域が子どもを育てる意識の醸成（インクルージョン）
障がいがある幼児・児童・生徒の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいがある幼児・児童・生徒の相談・支援体制及び放課後支援の充実 ○学校現場における福祉教育の推進と、学校間における交流活動の促進 ○教育・福祉を含む様々な関係機関と連携した生涯発達の視点における支援体制の構築 ○本人、家族が安心して学べる機会が得られる支援体制の整備
福祉・保健・医療・教育の連携による支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○難病患者や医療的ケア等あらゆる障がい（児）者やその家族の支援の充実 ○一時預かりや外出支援等、生活をサポートする事業の充実 ○福祉・保健・医療・教育等関係機関との連携と情報を共有し、健康面等の支援を図る



障がいがある方の権利が 守られるまちづくりを目指します

障がいがあっても、尊厳や権利が守られることは最も基本的なこととなります。親亡きあとの問題や、高齢化がさらに進み、一人暮らし高齢者もさらに多くなることが予想される事態において、権利を守っていく仕組みづくりはさらに重要さを増してきます。各種制度事業の理解を深め、道や国との連携も含め、より利用しやすい仕組みに改善していくことが求められます。

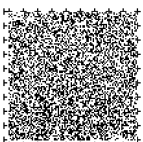
また、虐待の問題についても、身近な地域での見守りや、各種健診時、あるいは認定こども園における見守り等、児童から成人に対する虐待防止のネットワーク体制を構築していくことが必要です。

権利侵害に対してだけでなく、権利を行使できる支援の充実も求められます。

施策	内容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活支援事業や成年後見制度等について、わかりやすい冊子等の作成による周知活動の充実 ○成年後見制度の利用相談の充実や利用しやすい体制の整備 ○意思決定支援の充実 ○障がいのある人が自らの主体的な生活を考えていける体制の整備 ○家族・住民への制度理解の促進
虐待防止ネットワーク体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・民生委員等の活動を含めた地域での日常的な見守り体制づくり ○相談事業所・支援事業所・教育機関・医療機関等・関連機関における相互連携体制づくり
差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の実施に関する普及・啓発

合理的配慮（障害者差別解消法）

生活において提供されている設備やサービス等について、障がいのある人にとっては活動などが制限されてしまう場合があり、そのバリアを取り除く必要があります。行政機関等や事業者に対して、障がいのある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。令和6年から事業者も義務となります。



Ⅲ 本計画における重点目標

本計画で特に取り組みが必要であると考える事項について、重点目標として掲げ、実施主体を明確にして実施します。

◆地域で支えます

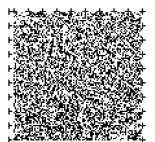
- 1) 安心・安全の確保
 - ・障がいを踏まえた防災に対する本人・住民の意識の向上
 - 災害、感染症の流行に備え、障がいのある方が支援を継続して受けることができるよう、具体的な対策とその整備に努めます。
 - ・潜在的に支援を必要とする人の発見
 - 困っている人、潜在的に支援を必要とする人が支援を受けることができるよう、体制整備に努めます。また、ニーズを把握し、情報を共有するための体制づくりを進めます。
- 2) 当事者の地域活動参加への支援体制の強化
 - ・当事者団体同士や町内の様々なクラブ交流や情報共有をしながらの活動の展開
 - 当事者やその家族の活動が身近な地域で充実していけるよう自主的な活動等の奨励や支援が求められます。

◆障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます

- 1) 生活支援の充実
 - ・生活スキルもサポートしてくれる支援体制づくり
 - 精神障がいや発達障がいのある方への益々の支援の充実が求められています。一人一人が地域の一員として自分らしい暮らしを送れるよう地域包括ケアシステムの検討を進め、支援体制の充実を図ります。
- 2) 移動手段の確保
 - ・関係機関とともに移動に対する資源に関するアプローチ
 - これまでの調査から継続して移動手段に困っている方が多いことがわかりました。現在の社会資源を整理して具体的な対応や、改善に向けた検討が求められます。

◆発達を支えます

- 1) 障がいがある幼児・児童・生徒の支援
 - ・住み慣れた地域で安心して教育や支援を受けられる体制の整備
 - 障がいのある方やその家族が、地域で安心して過ごし、子どもから大人になるまで過ごしていける町を目指します。



Ⅳ 計画の推進に向けて

今後、特に次の点に留意した体制整備を図っていきます。

◆総合的な福祉サービス体制の構築

保健・医療・福祉・教育の行政の各関連部門だけでなく、町内会や各種団体、当別町地域包括支援センターや当別町障がい者総合相談支援センターといった相談機能をもつ福祉関連の様々な事業主体が保有するあらゆる情報をできる限り共有化・一元化し、より総合的で幅広い情報提供や対応が可能な体制のさらなる構築を目指していきます。また、重層的な支援体制から、見えない要支援者（障がいがある方等）を地域コミュニティの中から発見し、必要に応じた支援を行える体制の構築に努めます。

◆関係者・関係機関との連携の発展

町内における連携のさらなる強化を図りながら、地域住民による福祉活動等を推進していきます。また、関係機関が一丸となり、必要なニーズ調査に取り組んでいきます。

障害福祉サービス事業所や当事者組織、教育機関等との連携を進め、地域の我がこととして住民や障がい福祉以外の機関も意識できる環境を整えていきます。

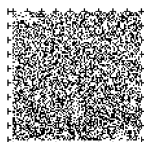
町内の多様な機関が連携して、本計画の周知をはじめ、気軽に学べる場の展開や、魅力的な職場であることを広げ、人材確保や支援の質の向上を進めていきます。

◆当事者活動等の再構築

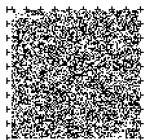
障がいがある方の地域における自立支援の確立に向け、手話・要約筆記・朗読など、障がいがある方を対象にした活動、生活を援助する活動や障がいがある方の社会参加を援助する活動、さらにはスポーツ・文化・各種レクリエーションなどの諸活動を援助する活動など、広範なボランティア活動等に対する支援充実に努め、障がいがある方への理解を深め、地域住民への情報発信を促進します。加えて、障がいがある人もボランティア等を通じた活動に参加し、活躍する場を広げていきます。また、若い世代が地域と交流できる場も広げていきます。

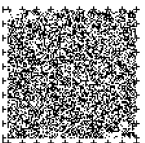
◆庁内関連各課の連携強化

庁内関連各課の連携強化に努め、地域福祉ネットワークの形成並びに障がい福祉の総合的な展開・推進を図っていきます。特に教育や発達支援との連携を意識し、障がいがある子どもやその親が安心して発達できる環境を整えていきます。



第3編
障がい福祉計画
障がい児福祉計画
【計画の目標値・サービスの見込量】





I 令和8年度の目標

障害者総合支援法に規定される障がい福祉計画及び児童福祉法に規定される障がい児福祉計画の令和8年度における基本目標は次のものとします。

◆施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいがある方や地域生活を希望する方が、地域の社会資源を活用することで、グループホームや一般住宅等に移行し地域生活が送れるようになることをめざします。

こうした取り組みを踏まえ、グループホームや一般住宅へ移行するなどとして、令和8年度末までに地域生活へ移行する方の数値目標を設定します。

◆福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業などを通じ、令和8年度末までに、福祉施設を利用している障がいがある方の、一般就労への移行及び就労移行支援事業所の利用について数値目標を設定します。

令和8年度の目標

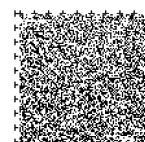
◆施設入所者の地域生活への移行

【地域生活への移行者数】

目 標	令和4年度の 入所者数 (A)	地域移行目標数 (B)	見込目標率 (B/A)
令和4年度末の入所者の 6%以上が地域生活に移 行	45人	3人	6.7%

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目 標	考え方
令和8年度末までに協議の場の設置	保健・医療・福祉関係者による専門部会など協議の場の設置



◆福祉施設から一般就労への移行等

【一般就労移行者数】

目 標	令和 3 年度の実績者数 (A)	目標年度の年間移行者数 (B)	見込目標率 (B/A)
令和 3 年度の福祉施設から一般就労への移行実績の 1.28 倍以上	0 人	2 人	—

※R3年度の実績が0のため

【就労定着支援事業利用者数】

目 標	令和 3 年度の利用者数 (A)	目標年度の利用者数 (B)	見込目標率 (B/A)
令和 3 年度末実績と比べ、就労の継続を図るための相談・指導・助言などの支援を受ける者 1.41 倍以上	0 人	2 人	—

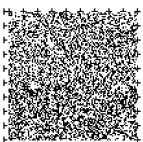
◆地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針によれば、障がい者の地域生活を支援する拠点等を、各市町村又は各圏域に整備することが求められています。障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を含め、ライフサイクルを通じた、切れ目ない支援を提供できる仕組み構築を検討します。加えて、医療的ケア児者への支援体制や依存症対策について検討を進めていきます。

◆サービスの提供体制整備

障害者総合支援法における、一人暮らしを支援する自立生活援助サービスについて、利用ニーズを把握し、提供体制の検討を進めていきます。

また、児童福祉法における居宅訪問型児童発達支援サービスについても、利用ニーズを把握し、提供体制の検討を進めていきます。



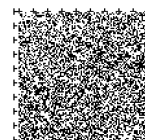
Ⅱ サービスの見込み量と 確保の方策

1 障害者総合支援法のサービス(自立支援給付)

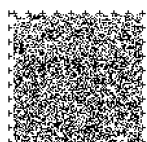
1) 障害者総合支援法のサービス(自立支援給付) の見込み量

現在の状況をふまえ、利用者や事業者のニーズや意向、障がい者の将来動向等を総合的に勘案して、サービスの量を見込みます。

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 訪問系(月平均)			
居宅介護(ホームヘルプ)	32人	32人	33人
	340時間	340時間	340時間
重度訪問介護	1人	1人	1人
	20時間	20時間	20時間
同行援護	3人	3人	4人
	15時間	15時間	15時間
行動援護	12人	12人	13人
	160時間	160時間	170時間
重度障がい者等包括支援	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間
(2) 日中活動系(月平均)			
生活介護	59人	60人	60人
	1,271人日	1,293人日	1,293人日
自立訓練(機能訓練)	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
自立訓練(生活訓練)	1人	1人	1人
	20人日	20人日	20人日
自立訓練(宿泊型)	1人	1人	1人
	23人日	23人日	23人日
就労移行支援	3人	3人	3人
	50人日	50人日	50人日
就労継続支援(A型・雇atype)	30人	31人	32人
	570人日	580人日	580人日



サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(2) 日中活動系（月平均）				
就労継続支援（B型・非雇用型）		64人	65人	66人
		1,152人日	1,170人日	1,188人日
就労定着支援		9人	9人	9人
		9人日	9人日	9人日
療養介護		6人	6人	6人
		183人日	183人日	183人日
短期入所 （ショートステイ）	福祉型	3人	3人	3人
		20人日	20人日	20人日
	医療型	2人	2人	2人
		5人日	5人日	5人日
(3) 居住系（月平均）				
共同生活援助 （グループホーム）		62人	63人	64人
施設入所支援		38人	38人	38人
(4) 相談支援（年あたり）				
計画相談支援		180人	185人	190人
地域相談支援（地域移行支援）		1人	1人	1人
地域相談支援（地域定着支援）		1人	1人	1人



2) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） の提供体制確保の方策

(1) 訪問系サービス

- サービス提供については、利用者自らが事業者を選択できるように指定障害福祉サービスを行う事業者の整備に努めていきます。
- 退院可能な精神障がい者や地域移行する施設入所者が地域での生活が円滑にできるように、サービス提供の確保と同時に障がいの特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- 円滑なサービス提供を確保するため、事業者へ必要な情報提供や事業者間の連携強化を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

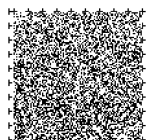
- 日中活動系のサービスは、利用者が、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができ、多様なサービス需要への対応が必要となります。そのため、事業者のサービス提供体制やサービス需要の動向の把握に努めます。
- サービス提供体制を充実するために、関係機関の連携を強め、情報の共有化を図ります。
- 円滑なサービス提供を確保するため、事業者へ必要な情報提供や事業者間の連携強化を図っていきます。

(3) 居住系サービス

- 共同生活援助（グループホーム）は、地域における居住の場であり、また、施設や病院からの地域移行や退院促進に重要なサービスです。このため、事業所の立地動向の把握や誘導に努め、適切なサービス量を見込みます。

(4) 相談支援

- 利用対象者の把握に努め、指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員並びに指定一般相談支援事業所を確保します。
また、アウトリーチなどにより、潜在的なニーズへのアプローチも求められます。



2 児童福祉法のサービス

1) 児童福祉法のサービスの見込み量

現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい児の将来動向などを総合的に勘案して見込みます。

サービス名	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
(1) 障害児通所支援（月平均）			
児童発達支援	28人	28人	28人
	122日	122日	122日
放課後等デイサービス	52人	52人	53人
	410日	410日	417日
保育所等訪問支援	6人	6人	6人
	6日	6日	6日
(2) 障害児相談支援（年あたり）	83人	84人	85人

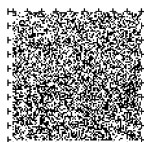
2) 児童福祉法のサービスの提供体制確保の方策

(1) 障害児通所支援

- サービスを必要とする児童の把握に努めるとともに、関係機関との連絡調整及び専門的な資格を持つ職員を適正に配置し、サービスの質と提供体制を確保します。
家族を含めた支援体制（ペアレントプログラム等）の充実や児童発達支援センターを中心とするインクルージョンの推進に向けた対応整備も重要となります。

(2) 障害児相談支援

- 利用対象者の把握に努め、指定障害児相談支援事業者及び相談支援専門員を確保します。
加えて、重症心身障がい児や医療的ケア児の現状やニーズ等の情報収集も重要となります。



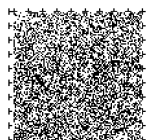
3

障害者総合支援法のサービス (地域生活支援事業)

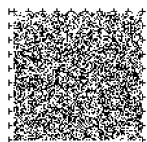
1) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の見込み量

現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい者の将来動向などを総合的に勘案して見込みます。

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 相談支援事業			
障がい者相談支援事業 実施見込み箇所数（か所）	1	1	1
相談支援機能強化事業 （実施の有無）	有	有	有
(2) 成年後見制度利用支援事業			
実利用見込み者数（人）	1	1	1
市民後見人登録者数（人）	1	2	3
(3) 意思疎通支援事業			
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業 実利用見込み者数（人）	1	1	1
(4) 日常生活用具給付事業（年間延べ給付件数）			
介護・訓練支援用具 給付等見込み件数（件）	1	1	1
自立生活支援用具 給付等見込み件数（件）	5	5	5
在宅療養等支援用具 給付等見込み件数（件）	10	10	10
情報・意思疎通支援用具 給付等見込み件数（件）	1	1	1



サービス名	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
(4) 日常生活用具給付事業（年間延べ給付件数）			
排せつ管理支援用具 給付等見込み件数（件）	468	468	468
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費） 給付等見込み件数（件）	1	1	1
(5) 移動支援事業			
実施見込み箇所数（か所）	7	7	7
月間利用見込み者数（人）	25	26	27
月間延利用見込み時間数 （時間）	80	83	86
(6) 地域活動支援センター事業			
実施見込み箇所数（か所）	2	2	2
利用見込み者数（人）	15	15	15
(7) 独自事業			
日中一時支援事業			
実施見込み箇所数（か所）	3	3	3
月間登録見込み者数（人）	20	20	20
月間利用見込み時間数 （時間）	36	36	36
自動車運転免許取得費及び 自動車改造費助成事業			
年間利用者数（人）	1	1	1



2) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の提供体制確保の方策

(1) 相談支援事業

- 福祉・医療・保健・教育等との連携による相談窓口のネットワークを構築し、身近なところで相談できるサービス提供体制を整え、当事者・家族・支援者など地域住民を中心として関係者がきちんと関わることのできる相談事業を実施します。
また、障がい支援係に専門的資格を持つ社会福祉士・精神保健福祉士などを配置し、相談支援事業の強化を図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の周知を行うとともに、利用しやすい体制を整備し、相談支援事業所と連携して利用促進を図ります。被後見人の地域生活の向上のため、地域のことをよく知り身近な身上監護を行える市民後見人を確保します。

(3) 意思疎通支援事業

- 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策を踏まえ、手話通訳者等の派遣事業・遠隔手話通訳事業について、当別町の実情にあった事業を検証し、有効なサービス提供に努めます。

(4) 日常生活用具給付事業

- 日常生活用具についての情報収集や利用者に対して十分な説明を行うことにより、サービスの内容の理解を図り、適切な給付に努めるとともに医療機関等との連携により、障がいの特性に応じた用具の給付を行います。

(5) 移動支援事業

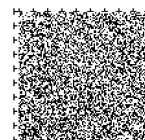
- 障がいがある方が安心して外出できるようサービス提供事業者の情報や制度の内容を周知し、事業者と連携して社会参加の促進を図ります。

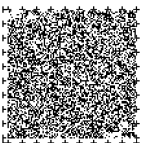
(6) 地域活動支援センター事業

- 地域の情勢やニーズに対応して、充実した日中の活動のサポートに努めます。また、地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、今後においても運営費の補助を継続します。

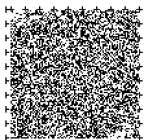
(7) 独自事業

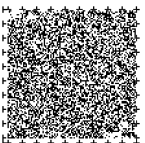
- 日中一時支援事業については、引き続き委託事業で事業を実施します。利用者に対して制度の周知と事業者の内容の説明を十分に行い、障がい者及びその介護者の日常生活の支援を行います。
- 身体障がい者自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業を実施します。





資 料 編





I 当別町障がい福祉基本計画 策定に向けた調査の概要

1 アンケート調査概要

本調査は、「当別町障がい福祉基本計画」の策定に先立ち、当別町の障がい者の生活実態や障がい施策に対する現状等を把握し、町が今後取り組むべき方向性や町に期待されている障がい施策等の検討・立案に資するため、障がい者を対象にアンケート調査を実施した。

調査期間：令和5年6月21日～7月24日

配布数：1,020票

回答数：467票

回答率：45,7%

1) アンケート結果から計画策定に向けた今後の課題を抽出すると次のとおりである。

○生活について

<住まいについて>

回答者の約80%が在宅での生活を送っている。

今後も今の住まいで生活したいかについて、「とても思う」59%、「少し思う」24%の計83%が変わらない場所での生活を希望していた。

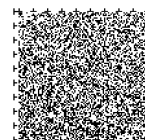
多くの人が現在の生活の維持を考えており、在宅での生活や介助しやすい福祉サービス、相談体制の充実等、在宅者へのサービスの充実が引き続き必要である。

<暮らしやすさ>

当別町が障がいがある人にとって、暮らしやすいまちと感じている人は約45%で前回調査時（約40%）、前々回調査時（約35%）から増加がみられる。

一方でまだ半数が暮らしやすいとは感じておらず、暮らしやすさの向上に向けた対応が求められる。また、感じていない人の中で、どのようなことで感じるかについては、「医療やリハビリの状況」「福祉サービスに関する状況」「買い物に関する状況」の順で高くなっている。

地域の人に「支えられている」と感じている人は約50%存在するのに対し、地域の人を「支えている」と感じている人は約20%となっており、前回と大きく変わらず、支援の受け手としての意識が強くなっている。これまでから継続して、地域共生を進めていくなかで「支え手」としても関わられるような施策が求められ



る。

また、福祉計画のこれまでの評価にもつながる内容と考えられる。

<相談・情報について>

相談できる機関として、これまで同様「役場、総合保健福祉センターゆとろ」が最も多く利用されていた。次いで、「病院」「障がい福祉サービス事業者」と続いていた。保健医療等と連携した相談体制づくりも継続して進めていく必要がある。

福祉の情報の入手先は、「町や道の広報・パンフレット」が最も多く、次いで「役場、総合保健福祉センターゆとろ」「家族や友人など周りの人」となっており、前回同様の傾向がみられた。一方で、「相談支援事業者」「障がい福祉サービス事業者」「社会福祉協議会」など福祉関連機関からの情報入手はまだ多いとは言えず、継続的な認知度の向上が課題となる。

<外出について>

外出の頻度は前回同様、週に数回以上外出する人が約70%強いる。外出の手段としては「自分が運転する車」が一番多くなっており、次いで「家族が運転する車」となっている。公共交通機関に比べ、車の利用が継続して多い状況である。

外出時に不便なこととしては、「冬は雪のため移動が難しい」が前回同様で最も多く、「特になし」が2番目に多くなっていた。「バスなどの交通機関が少ない」「外出するためにお金がかかる」「気軽に休憩できる場所が少ない」点が続いており、引き続き対策の推進が求められている。

外出の目的としても前回同様「買い物」や「治療・リハビリ」が多くなっており、余暇としての外出は少ない傾向である。

<地域とのつながりについて>

近所付き合いは、「会えばあいさつする程度」が前回同様約50%であった。「ほとんど付き合いのない」人は前回より増加し20%強存在する。現在参加している町内での活動については、町内会活動やお祭りが比較的多くなっているが回答数は多くなく、あまり活動に参加していないことがうかがえる。

<災害対策>

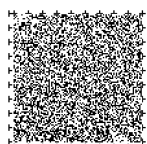
災害時の準備について、約65%の人が行っておらず、その対策が継続して求められる。また、災害時の心配事は「一人で避難できない」、「避難所生活が難しい」、「医療的なケアが受けられるか心配」といったことが前回同様多く挙げられている。災害時等緊急時に安心できる環境整備が求められる。

○就労について

<就労について>

現在仕事をしている人は30%弱である。仕事の形態としては「福祉サービス」がもっとも多く、次いで「自営業」、「非正規雇用」となっていた。正規雇用については最も少ない状況で、改善が望まれる。

仕事をしている・していない状況における満足度については、現在の状況に満足している人が全体の40%弱ほどであった。数値的には満足していないより多い



ものの、無回答も前回同様 30%ほどあったため、留意して今後の施策を検討する必要がある。

現在の状況の困りについては、困っていないが最も多くなっていた。次いで、「病気や障がいのため仕事をするのができない」「収入が少ない」となっていた。「困っていない」という回答は、回答者の多くが高齢者である点も留意が必要である。

○余暇活動について

＜余暇活動について＞

余暇活動について週数回以上活動している人は 40%程度となっており、前回と同様である。現在の余暇の過ごし方で多くなっているものとして「ショッピングやグルメなどの外出」「家族との団らん」「散歩」が挙げられる。一方で今後取り組みたいこととして、「旅行」「ショッピング・グルメなどの外出」が挙げられる。しかしながら、「特にない」が最も多くなっており、引き続き余暇活動の幅を広げていける環境づくりを進めていく必要がある。

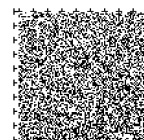
○福祉サービスについて

＜福祉サービスについて＞

今後 3 年の利用意向について、「今よりも利用を増やしたい」と考えている人は、ほとんどいなかった。利用している人は現状を維持すること、必要になったら利用したいとの回答が多く見られた。また、利用していなかったり現状では見通しが立っていなかったりする場合は「利用したくない」「無回答」となったと考えられる。

＜障がい児のサービス等について＞

対象は 13 名となっていた。福祉サービスの利用意向については、通所・相談支援については半数以上の人々が「今と同じくらい利用したい」との回答であった。訪問サービスについては、利用に関する意向は現時点ではほとんど見られなかった。将来の進路について、就労や進学など多様な回答がみられていた。また、就労が難しい場合の施設に関する回答も多く見られた。

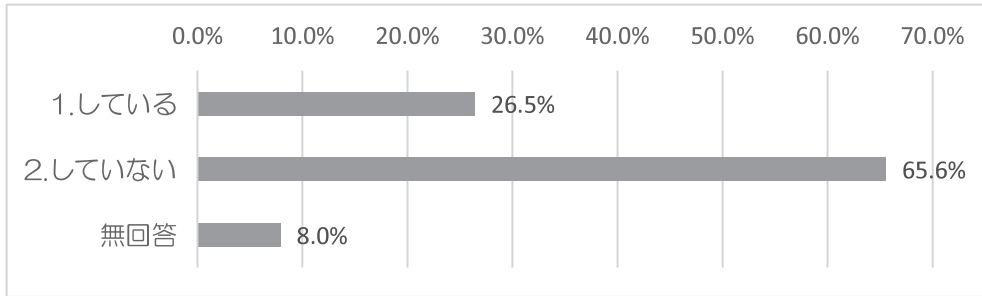


2) 質問項目と結果（抜粋）

あなたは災害に備えた準備をしていますか。

災害に備えた準備を「していない」人が前回より若干増加し、65.6%と半数以上であった。

図表 災害への備え（単回答）

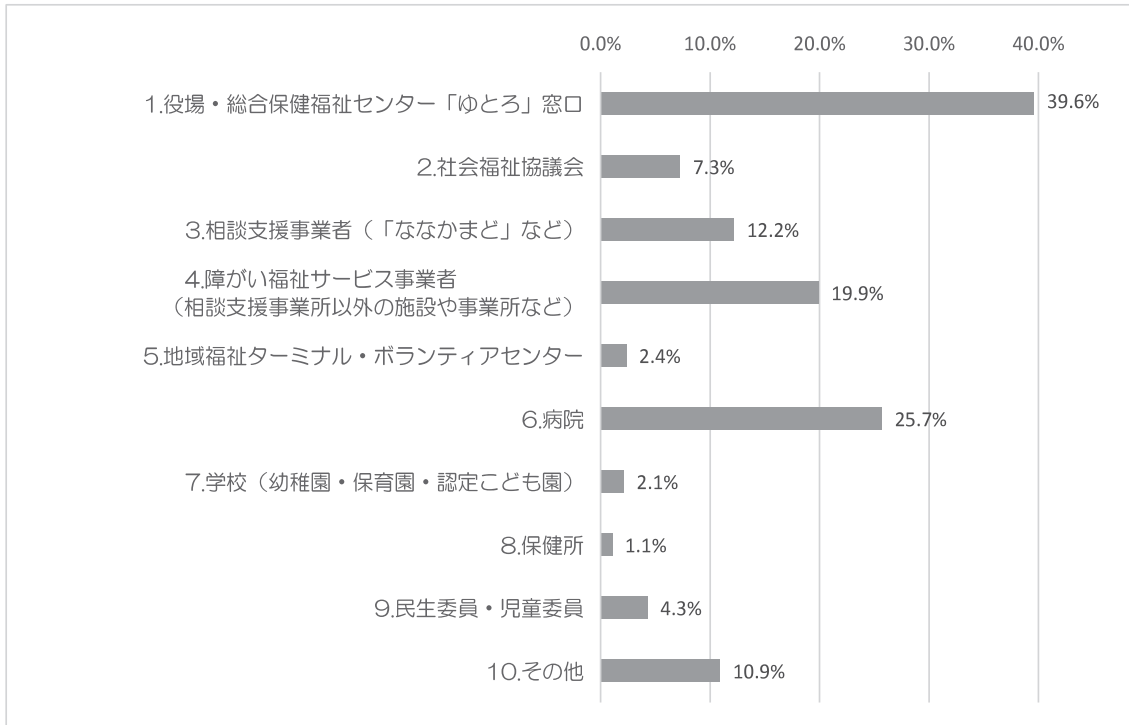


単位 (%)

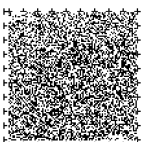
あなたは生活の中で困っていることを相談できる機関等がありますか。

相談場所について、「ゆとろ」が 39.6%と最も多くなっていた。次いで、「病院」25.7%、「障がい福祉サービス事業者」19.9%、「相談支援事業者」12.2%と続いていた。

図表 相談できる機関（複数回答）



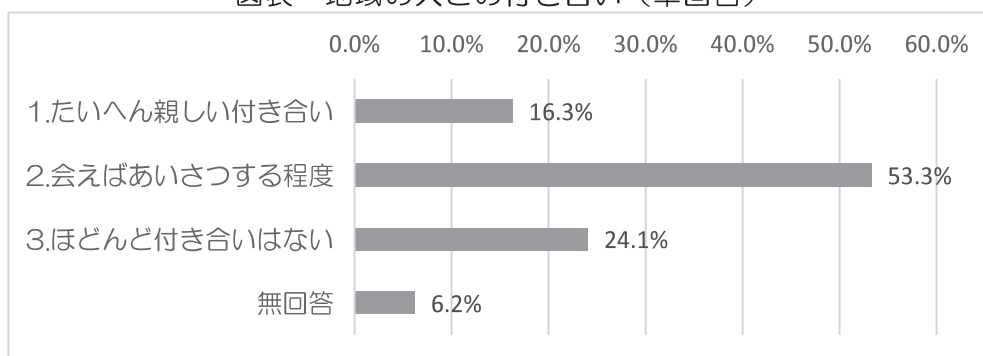
単位 (%)



あなたは地域の人とどの程度お付き合いしていますか。

地域の人との付き合いは、「会えばあいさつする程度」が最も多く 53.3%であった。次いで、「ほとんど付き合いはない」24.1%、「大変親しい付き合い」16.3%と続いていた。

図表 地域の人との付き合い（単回答）



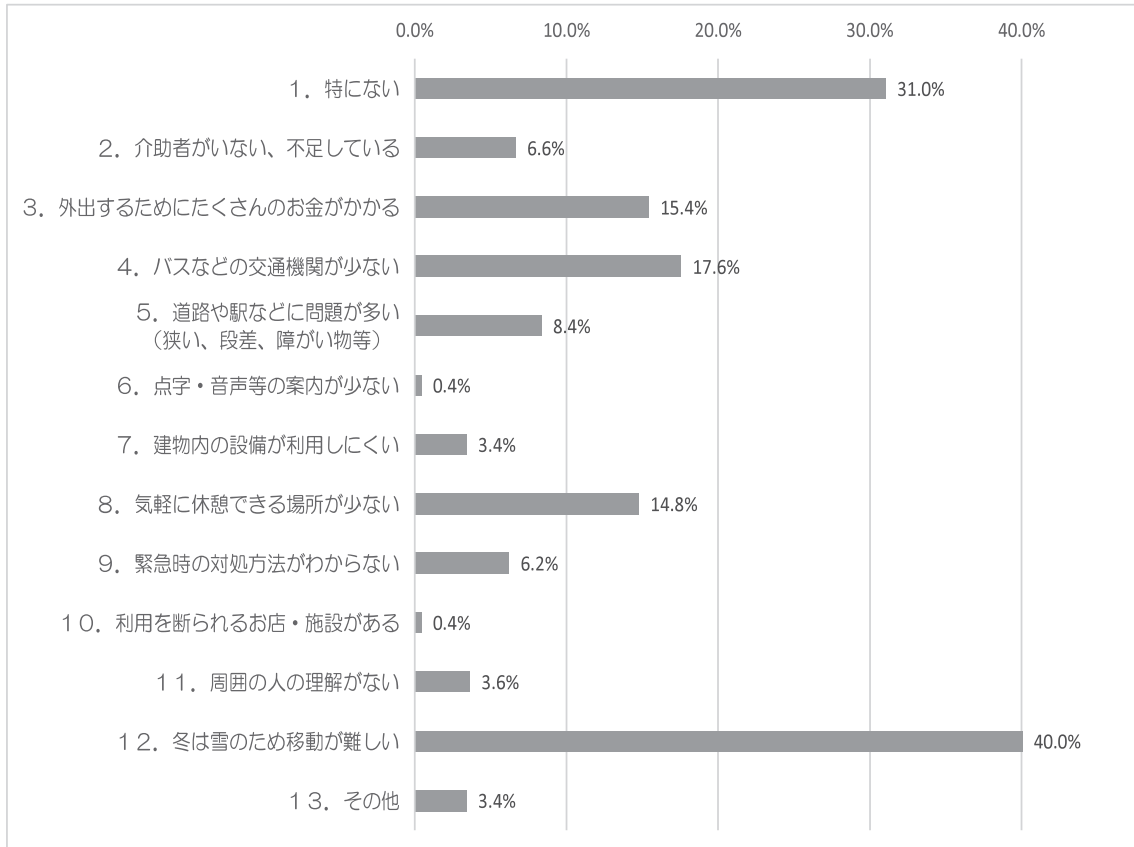
単位 (%)



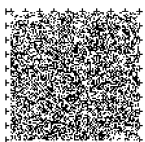
あなたの外出で不便なことは何ですか。

外出で不便なこととして、「冬は雪のため移動が難しい」が40.0%と最も多かった。次いで「特になし」31.0%、「バスなどの交通機関が少ない」17.6%、「外出するためにたくさんのお金がかかる」15.4%と続いていた。

図表 外出で不便なこと（複数回答）



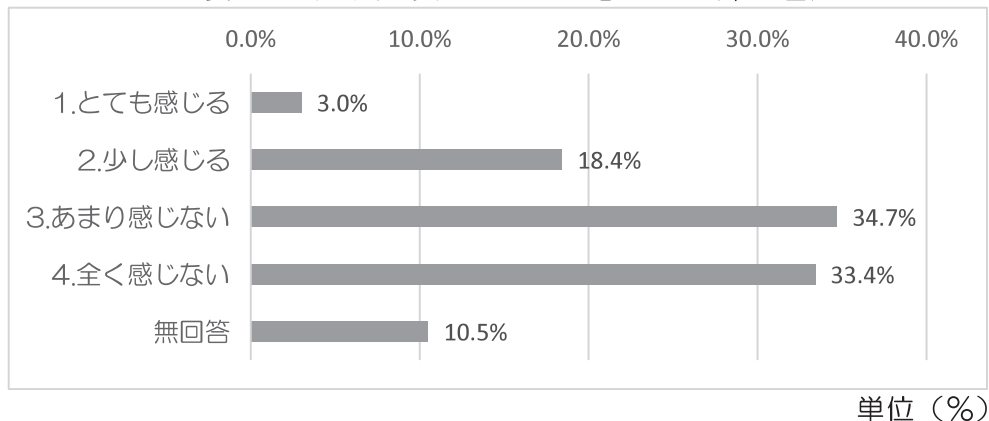
単位 (%)



あなたは今、地域の人を「支えている」と感じますか。

「あまり感じない」34.7%、「全く感じない」33.4%を合わせ、70%程度となり、多くの人が地域の人を支えていると感じていない状況であった。

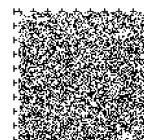
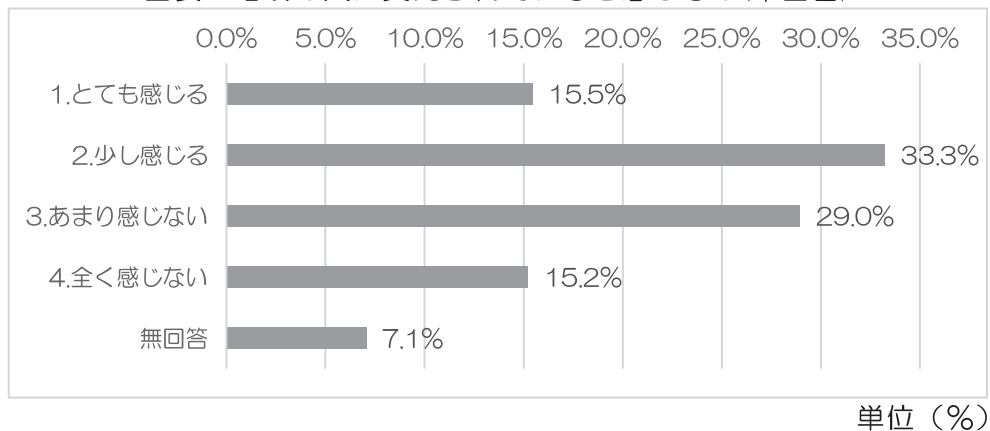
図表 地域の人を支えていると感じるか(単回答)



あなたは今、地域の人に「支えられている」と感じますか。

「少し感じている」が33.3%と一番高くなっており、次いで「あまり感じない」29.0%、「とても感じている」15.5%、「全く感じない」15.2%となっていた。

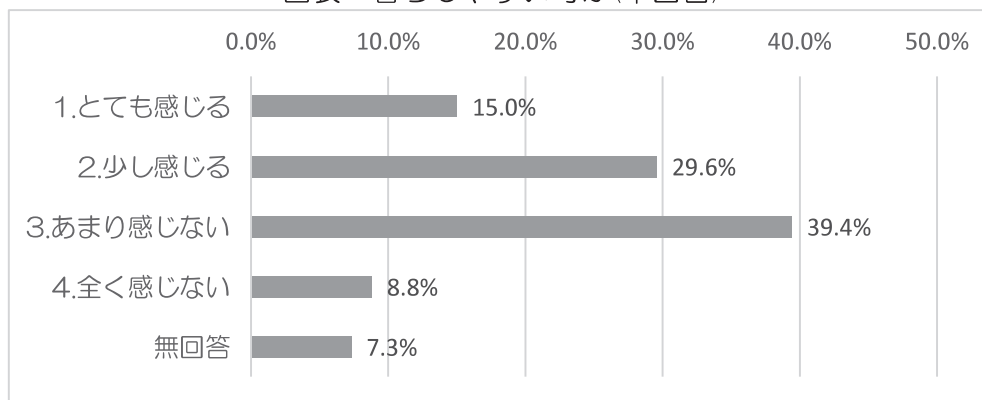
図表 地域の人に支えられていると感じるか(単回答)



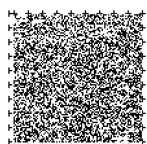
あなたは当別町が障がいのある人にとって暮らしやすい町だと思いますか。

「あまり感じない」が 39.4%と前回同様で最も多くなっていた。次いで「少し感じる」29.6%、「とても感じる」15.0%、「全く感じない」8.8%であるが、半数近くの人が、障がいがある人にとって暮らしやすい町だと思っていなかった。

図表 暮らしやすい町か(単回答)



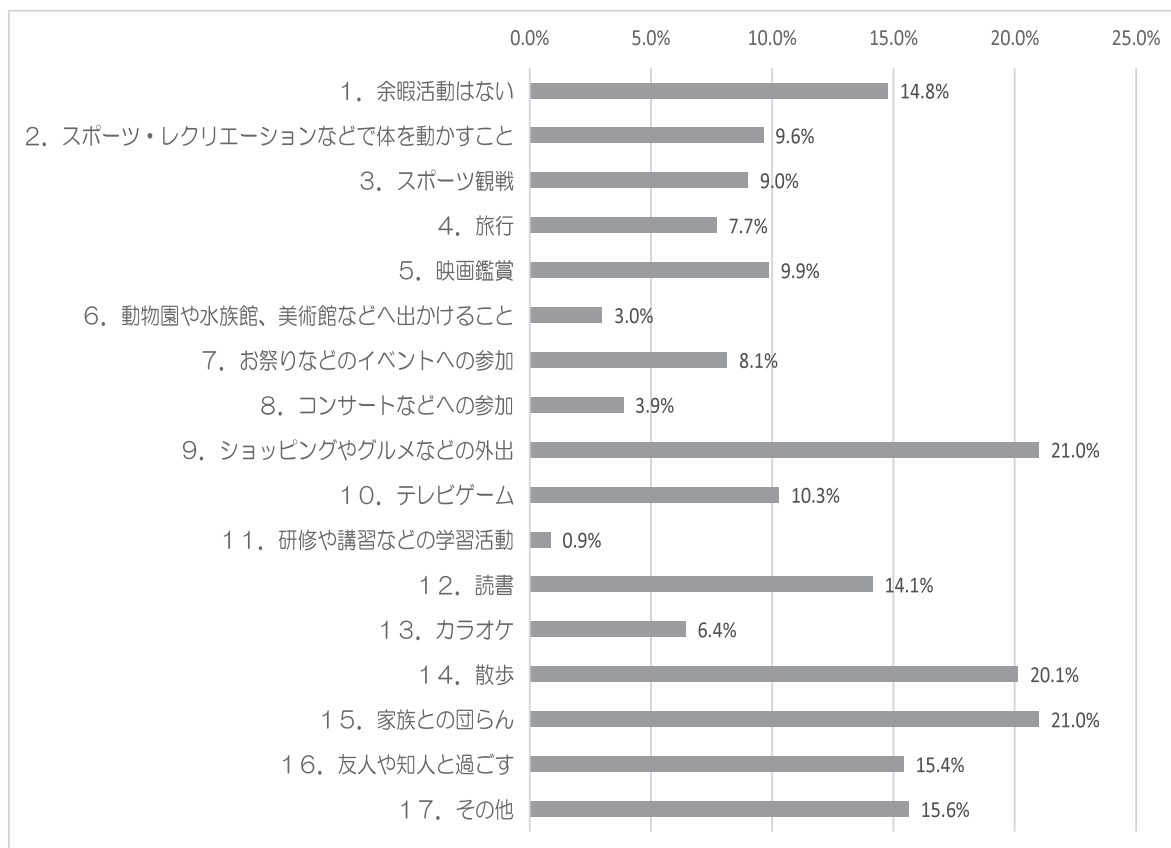
単位 (%)



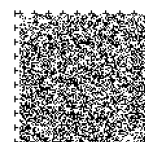
あなたはどのような余暇の過ごし方をしていますか。

余暇の過ごし方では「ショッピングやグルメなどの外出」21.0%、「家族との団らん」21.0%、「散歩」20.1%の順で多くなっていた。

図表 余暇の過ごし方



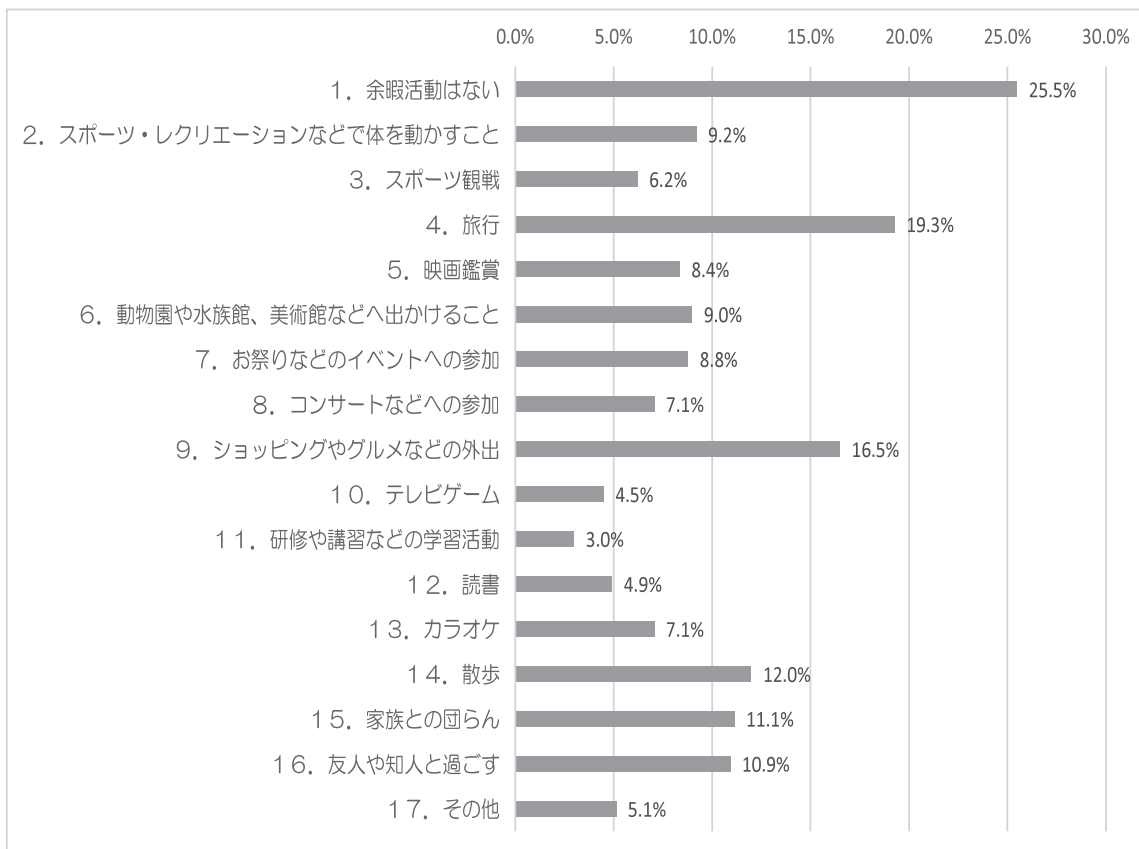
単位 (%)



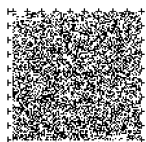
あなたはどのような余暇活動に取り組みたいですか。

取り組みたい活動として、「旅行」19.3%、「ショッピングやグルメなどの外出」16.5%、「散歩」12.0%と多くなっていた。「余暇活動はない」の回答も25.5%であった。

図表 取り組みたい余暇活動



単位 (%)



2 ヒアリング調査概要

当別町の障がい者支援団体（公共機関・協議会・学校等）、事業所、障がい当事者関連団体（クラブ・サークルなど）の 32 団体に対し、団体の活動概要及び当別町における障がい福祉の現状、より住みやすい地域づくりに向けての意見等についてヒアリングを依頼した。22 団体へヒアリングを実施した。

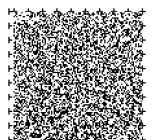
当別町における障がい福祉の課題、今後特に望まれる施策やサービスについて

（１）「地域での支援」

- ・ 団体で実施している活動の PR、情報が少ない活動もあること、知る機会の増加、広報活動イベント等についての周知、当事者の話を聞く機会など、事業所同士の取り組みを理解できること、情報提供体制の充実に関する取り組みの必要性が多く挙げられた。
- ・ 居場所や役割の創設、様々な関係機関とみんなで交流する機会を増やす、スポーツ活動など、ボランティア活動の場づくり、イベントを通じた地域活動、母親の仲間での相談の場の充実など当事者の地域活動参加への支援体制の強化について多く挙げられていた。
- ・ 相談について、「相談してもすぐに対応してもらえない」「相談しても変わらない」という声もきかれ、支援計画作成にかかる事業所の増加など、相談体制の充実に関する課題が挙げられた。
- ・ 専門機関の機能を発揮した分業の在り方の整理、支援者自身の自己理解や分業による支援体制の構築、専門職がその専門性を発揮できる取り組み、十分なアセスメントを行い連携した支援体制づくり、大学との連携による体制、医師や心理師などの専門職が少ない、スキルアップ研修の案内や研修が少ないこと、地域によっては、移動の課題・学生のかかわり方の課題、職員の働き方により夜間会議への参加が難しい、といった人的資源の充実について挙げられた。

（２）「障がい者の自立した地域生活、家族支援」

- ・ 家族を支える仕組みの充実について、家族にひきこもり者がいるケースがある、家族全体としての支援が必要、家族を支えるショートステイの場や医療ケアに対応したショートステイが必要、親の支援も十分ではない、親同士が集まれる場の広報の必要性などが挙げられた。一方で、家族支援については機能している点もある、近隣のつながり、親の集まりはあるといった意見も見られた。
- ・ 街中におけるバリアフリー環境の整備について、街中におけるバリアフリー環境の整備、段差や凹凸があり外出がしにくい、バリアフリーができていないところも多い、店舗のつくりの配慮があると良い、バスの使い方など当事者がわかりやすいユニバーサルな資料の作成、郊外に住んでいる方の移動、などが挙げられた。
- ・ 移動手段の充実について、交通費の助成制度があると良い、家族が同行しなくてもよい状況が必要、校区が広いため移動のサポートの充実が必要、冬の施設利用の課題などが挙げられた。



- ・自立生活への移行機能の整備（住まいの場の確保等）や生活支援の充実について、高校卒業後の町内での住まいの場の必要性、サテライト住居など一人暮らしを支える体制、将来の住まいの場など見通しが持てる環境づくり、親亡き後の支援の必要性がみえる化されていない課題、困りごとのワンストップ解決システムの構築、ワンストップで対応ができる窓口のあり方などについて意見が出された。

（3）「就労支援」

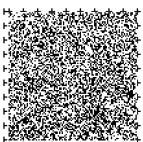
- ・就労支援の制度の理解促進、障がい者雇用について意識を持ってもらう必要性、障害者就労を応援する行政の取り組み（購入）、町内の産業と連携した取り組みがすすめられると良い、町内だけでなく近郊とのネットワーク構築、経済的自立に関する検討、企業における働き方の対応について、など企業に対する理解の促進が挙げられた。
- ・町内でコーディネートをしてくれる人がいると良い、就労のための交通手段の充実が必要、働く場と本人とのマッチング、雇用について一律には難しいが特性とのマッチングを行う人がいると良いのではないかと、質の向上、行政における障がい者雇用の促進、など働く環境の支援体制の充実が挙げられた。
- ・小学校からのキャリア教育（見学など）、町が就労の場を作る、就労体験など柔軟に進めていくことが必要、子どもが目指している職業の理解の必要性、農家は人手不足で悩んでいる、事業所も数が増えればよいわけではなく、利用者のニーズに合わせた支援ができる場が必要といった意見もみられた。

（4）「発達支援（障害児に対する支援）」

- ・生まれ育った地域の学校へ進学できる体制づくり、安心して通学できる仕組みづくり（医療的ケアなど）、デイサービス事業所の拡充（ない地域へ）特別支援学級は以前より手厚くなってきている、特別支援学校への通学について交通が十分ではない、冬場でも屋内で活動できる場所、活動の場が限られている、など障がい等に対する保育・療育体制の充実について挙げられた。
- ・不登校への支援、集団生活の中で支援を必要とする子どもが増えている、学校や園で支援を必要とする子どもへの支援者の充実が必要、外国人への対応など、明確な診断がある子どもだけではないサポートについても挙げられた。
- ・親の孤立感の解消、親へのサポート、同居家族への支援、家族の声として町民じゃないように感じているといったことも上がっている、など子どもの家族の支援体制についても挙げられた。

（5）「障がい者の権利擁護」

- ・何のサービスにもつながっていない人には権利擁護が行き届いていないのではないかと、潜在的ニーズがあると思うが聞こえてこない、といった権利擁護の推進について挙げられた。また、インクルーシブの推進、人手を充実させることで権利擁護につながる指導が進めやすくなるのではないかとといった意見もあった。
- ・本人へどのような状態が権利が守られているといえるのかを学習する機会の提供、認識の共有化を進める必要性についても挙げられた。
- ・本人は差別等の意識がなくても当事者が気にしてしまうことがある、障がい者同士の差別もケアしていけると良いといった意見も見られた。また、昔より差別はなくなったとの意見も見られた。
- ・生涯学習の機会もあり、学習への参加は可能だが、現在参加者はいない。



より住みやすい地域づくりに向けての意見

(1) 地域共生社会（より住みやすい地域）実現に向けて
相談の場や連携について

- ・ 行政における専門人材を増やすことで気軽に電話等の相談ができる環境づくり
- ・ 本人・家族が困ったときに相談しやすい場所があると良いのではないか
- ・ 困りをどこに発信したらよいのかわからないのではないか
- ・ 人材の必要性組織の作成した計画をもとに推進していく
- ・ 制度においてライフステージのつながりがうまくできていない
- ・ 子育て世代の支援の充実

知る機会の創出

- ・ 生の声をきく機会が少ない
- ・ 共生は進んでいると思う、拾い切れていない人の対応が必要
- ・ 精神障がい者を含む地域包括ケアシステムがどのようになっているのか情報や知る機会が必要
- ・ 親にも知識を持ってもらえるための支援
- ・ その地域で本人の役割を大切にする、
- ・ 障がいの理解の促進、壁を無くしていくことが必要

つながりの場について

- ・ ふらっと立ち寄れる場が必要、20～30代の方が集まりやすい場、結婚したい人の出会いの場になる場所、出向くのが苦手な人への対応
- ・ コロナにより地域の方との集まりが少なくなった
- ・ 地域性を踏まえたつながり方の重要性

移動環境について

- ・ 江別へのアクセスのあり方
- ・ 公共交通についてサポートがあると良い

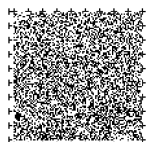
その他

- ・ 高齢化しているメンバーが楽しく豊かに暮らせるとよい
- ・ 広げるのではなく現状維持を大切にしたい
- ・ 行事等をきっかけに外出の機会へつなげていく、交流の場として広げていく必要がある
- ・ 横のつながりが弱い

(2) 障がいのある人の就労について、当別町ではどのようなことができるとよいと考えますか。

ハード的側面

- ・ 職場のバリアフリー、働きやすい環境づくり
- ・ 身体障がい者が就労できる場
- ・ 移動（通い）のストレス軽減が必要ではないか
- ・ 販売の場所創設



ソフト的側面

- ・企業からの依頼を仲介する取り組み
- ・職種の選択につながるような体験学習の場
- ・多様な機関との情報共有、組織化
- ・事業主への意識化や、制度の知識についてきっかけなど必要
- ・障がい者雇用の制度について知る機会が必要
- ・実状を知ることができる場の設定
- ・事前に十分に知り、心理的ハードルを下げることで継続につながるのではないか、
- ・企業との連携、農協との連携か
- ・住む、働くを一体的に行える場があると良いのではないか

(3) 障がいのある人の余暇活動を含めた、社会参加を支える取り組みについて、当別町ではどのようなことが充実できるとよいと考えますか。

移動との関連

- ・同行や移動支援を希望してもマンパワーが足りていない、移動の支援が必要
- ・ふれバスの体験利用などから使い方のイメージ形成ができると良い
- ・移動の問題（バスが使いづらい）
- ・バスのない地域について
- ・移動支援サービスの拡大の難しさ

場との関連

- ・もう少し自由に気軽に利用できる環境が必要
- ・スポーツ・レクリエーションの企画、ボランティアセンターとの関わりなど
- ・買い物支援について充実できると良い、本人が望んでいることを知れる取り組み
- ・日常的な場があると良い
- ・親同士のつながりや情報交換の場にもなる場所
- ・町内のイベントはあるがそこでいつも過ごせるような場があると良い
- ・文化祭の展示など増やしていく

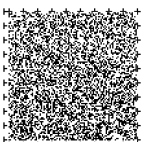
活動

- ・お店の利用なども体験会があると良い
- ・町内会の親睦会に参加してはどうか、町内会長等の理解必要
- ・札幌での活動が多い
- ・札幌や江別で余暇を過ごしている
- ・江別への福祉バス等がなくなり残念

(4) 障がい児への支援について、「ライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援」を提供する体制の構築に向け、当別町ではどのようなことができるかとよいと考えますか

切れ目のない支援について

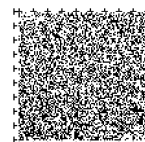
- ・現状として年齢で支援者が区切られており、行政が主導で連携をつなげていけないか
- ・ライフステージの節目で必要な支援を切れ目なく提供する必要性
- ・ライフステージごとに関わる人が違うことが多い
- ・就学時等ライフステージが切り替わる際に、寄り添い対応することが必要



- ・選択肢が少ない良さとして切れ目が少ない
- ・人が変わってもつながってられる仕組み
- ・小中学生における社会見学などで福祉に関する教育を継続できると、知っていることが増え結果として切れ目も減るのではないか
- ・サポートファイルの実現ができると良い
- ・高校まではできているのではないか、卒業後の GH などは十分ではない
- ・年齢種別が関係なく利用できるサービスがあると良い

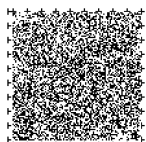
(5) その他

- ・ヘルパー事業所がないことで、在宅での治療を選べていない人がいる
- ・イベントを通したノーマライゼーションの意識化
- ・重層的支援の理解を深めていく取り組み
- ・コロナの影響のあった点を再構築していく
- ・福祉計画の理解が促進できる資料を作ってはどうか
- ・自組織で何ができるのか把握できていない
- ・特別支援学校への移動（通学）のサポートが必要
- ・一戸建てに一人暮らししている場合、それがいつまでできるか心配
- ・自動車免許についてもいつまで使えるか心配



Ⅱ 当別町障がい福祉基本計画 策定の経過

- ◆令和5年6月7日 令和5年度第1回策定委員会
【協議事項】
 - 令和6年度からの障がい福祉基本計画策定について
 - ・計画策定内容及びスケジュールについて
 - ・アンケート調査について
- ◆令和5年6月21日～7月24日 アンケートの実施
- ◆令和5年9月20日～10月10日 関係団体ヒアリングの実施
(対象団体32団体)
- ◆令和5年11月7日 令和5年度第2回策定委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画に関するアンケート調査結果報告について
 - ・アンケート調査概要
 - ・アンケート調査からみえてきた当別町における課題の共有
- ◆令和5年12月25日 令和5年度第3回策定委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画に関するアンケート調査結果報告について
 - ・アンケート調査概要
 - ・アンケート調査からみえてきた当別町における課題の共有
- ◆令和6年1月31日 令和5年度第4回策定委員会
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画(素案)について
 - パブリックコメントの実施について
- ◆令和6年2月6日～2月27日 パブリックコメントの実施
- ◆令和6年3月1日 令和5年度第5回策定委員会
【報告事項】
 - パブリックコメントの実施結果について
【協議事項】
 - 障がい福祉基本計画の策定について
 - ・障がい福祉基本計画最終案について



Ⅲ 当別町障がい福祉基本計画 策定委員会条例

(設置)

第1条 障がい者の福祉に関する計画を策定するため、当別町障がい福祉基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障がい者基本計画の策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障がい福祉計画の策定に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障がい児福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織し、前条に掲げる事項の調査及び審査を行うために必要な経験及び識見を有する者から町長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から当別町障がい福祉基本計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上に出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開する。

5 委員長は、必要があると認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

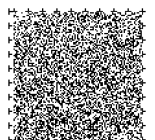
第7条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

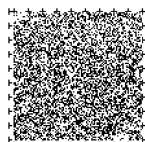
この条例は、令和2年4月1日から施行する。



Ⅳ 当別町障がい福祉基本計画 策定委員会名簿

(任期：令和5年5月1日～令和6年3月31日)

役職	氏名	区分	
		所属団体名	
委員長	鈴木 和	学識経験者	
		北海道医療大学	
副委員長	高島 弘見	福祉団体関係者	
		当別町介護者と共に歩む会	
委員	滝田 惇人	医療、相談及び支援機関関係者	
		社会福祉法人 ゆうゆう	
委員	宮田 美恵	医療、相談及び支援機関関係者	
		当別訪問看護ステーション	
委員	横山 薫	医療、相談及び支援機関関係者	
		NPO 法人 まちの森	
委員	佐井川 友美	医療、相談及び支援機関関係者	
		当別町子ども発達支援センター	
委員	竹田 義浩	福祉団体関係者	
		当別町民生児童委員協議会	
委員	宮中 由香里	福祉団体関係者	
		ぼれぼれ倶楽部	
委員	川原 佳美	公募より選出した者	
		一般公募	
委員	桑原 智子	公募より選出した者	
		一般公募	



V 障がい福祉サービスに ついての基本的な考え方

1 サービスの体系

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき国の定めた基準で実施するサービス（自立支援給付）と児童福祉法に基づくサービス及び障害者総合支援法により地域の特性や利用者の状況に
じ、柔軟な形態で行うサービス（地域生活支援事業）で構成されています。

1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

(1) 訪問系サービス

- ◎居宅介護（ホームヘルプ）
- ◎重度訪問介護
- ◎同行援護
- ◎行動援護
- ◎重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービス

- ◎生活介護
- ◎自立訓練（機能訓練）
- ◎自立訓練（生活訓練）
- ◎自立訓練（宿泊型）
- ◎就労移行支援
- ◎就労継続支援（A型・雇用型）
- ◎就労継続支援（B型・非雇用型）
- ◎療養介護
- ◎短期入所（ショートステイ）
- ◎自立生活援助
- ◎就労定着支援

(3) 居住系サービス

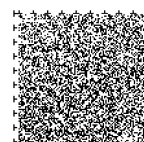
- ◎共同生活援助（グループホーム）
- ◎施設入所支援

(4) 指定相談支援

- ◎計画相談支援
- ◎地域相談支援（地域移行支援）
- ◎地域相談支援（地域定着支援）

(5) 自立支援医療

- ◎精神通院医療
- ◎更生医療
- ◎育成医療



2) 児童福祉法のサービス

(1) 障害児通所支援事業

- ◎児童発達支援
- ◎放課後等デイサービス
- ◎保育所等訪問支援
- ◎居宅訪問型児童発達支援

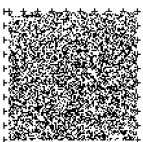
(2) 障害児相談支援事業

- ◎障害児相談支援事業

3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

(1) 地域生活支援事業

- ◎相談支援事業
- ◎成年後見制度利用支援事業
- ◎意思疎通支援事業
- ◎日常生活用具給付事業
- ◎移動支援事業
- ◎地域活動支援センター事業
- ◎独自事業
 - ・日中一時支援事業
 - ・自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業



2 サービスの内容

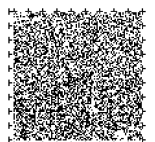
1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

(1) 訪問系サービス

- ◆居宅介護（ホームヘルプ）
居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、通院介助などを行います。
- ◆重度訪問介護
重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。
- ◆同行援護
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
- ◆行動援護
知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供します。
- ◆重度障害者等包括支援
意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害支援区分6の障がい者等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

- ◆生活介護
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障がい者に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
- ◆自立訓練（機能訓練）
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。
- ◆自立訓練（生活訓練）
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。



◆自立訓練（宿泊型）

地域で自立した生活を目指している障がい者を対象に、一定期間、居室、その他の設備の提供をするとともに、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう訓練、相談及び助言、その他の必要な支援を実施します。

◆就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障がい者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。

◆就労継続支援（A型・雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がい者や就労経験のある障がい者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援します。

◆就労継続支援（B型・非雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に、事業所内において就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援します。

◆療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供したり、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を実施します。

◆短期入所（ショートステイ）

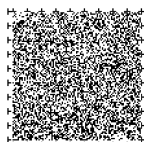
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

◆自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院をしているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談、要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

◆就労定着支援

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。具体的には、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。



(3) 居住系サービス

- ◆共同生活援助（グループホーム）
障がい者の共同生活の場で、家事や相談等の日常生活上の支援と食事や入浴、排せつ等の介護等を提供します。
- ◆施設入所支援
施設に入所する障がい者に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

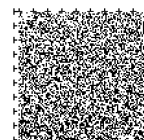
(4) 指定相談支援

- ◆計画相談支援
障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画の作成やサービス提供事業者と連絡調整、モニタリングを行います。
- ◆地域相談支援（地域移行支援）
地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行います。
- ◆地域相談支援（地域定着支援）
安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。

(5) 自立支援医療

自立支援医療とは、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

- ◆精神通院医療
精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- ◆更生医療
身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
- ◆育成医療
身体に障がいをもつ児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）



2) 児童福祉法のサービス

(1) 障害児通所支援事業

- ◆児童発達支援
未就学児を対象に日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適應するための訓練を行います。
- ◆放課後等デイサービス
就学児を対象に学校授業終了後や休日に、生活能力の向上のために必要な支援、余暇の提供を行います。
- ◆保育所等訪問支援
障がい児が集団生活を営む施設へ訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援を行います。
- ◆居宅訪問型児童発達支援
外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

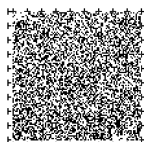
(2) 障害児相談支援事業

- ◆障害児相談支援事業
障害児通所支援事業所を利用する方を対象に、障がい児支援利用計画案の作成やサービス提供事業者と連絡調整、モニタリングを行います。

3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

(1) 地域生活支援事業

- ◆相談支援事業
障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の自立支援給付の利用時に必要な相談支援を行うとともに、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整やその他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会において、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。
- ◆成年後見制度利用支援事業
判断能力が不十分な知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、後見、補佐及び補助開始等の審判の請求や成年後見人等の報酬を助成します。



◆意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者等の派遣を行い、障がいがある方との意思疎通を仲介します。

◆日常生活用具給付事業

重度の障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

- 介護・訓練支援用具　　：特殊寝台、特殊マット等
- 自立生活支援用具　　：入浴補助用具、杖等
- 在宅療養等支援用具　　：ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器等
- 情報・意思疎通支援用具：視覚障がい者用活字文字読み上げ装置、聴覚障がい者用受信装置等
- 排せつ管理支援用具　　：ストマ用装具（蓄便・尿袋）等

◆移動支援事業

屋外での移動及び活動が困難な障がい者等に対しての外出の際の移動及び移動先での活動を支援します。

◆地域活動支援センター事業

障がい者等がセンターに通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

◆独自事業

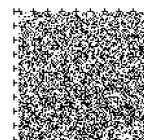
市町村が地域状況を踏まえ必要に応じ任意に実施する事業です。
当別町では、次の事業を実施します。

・日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

・自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

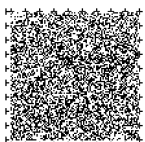
自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。



VI 福祉資源マップ

1) 障がい者・障がい児福祉資源

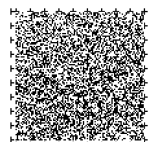
サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
成年後見支援センター	とうべつ・しんしのつ成年後見支援センター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	□○
相談支援	指定特定相談支援事業所「サポートネットワークセンター」	末広2番地1	15	□
	当別町障がい者総合相談支援センター「nanakamado（ななかまど）」	弥生51番地38	3	□
	当別町子ども発達支援センター	西町32番地1	20	□
地域移行支援・地域定着支援	当別町障がい者総合相談支援センター「nanakamado（ななかまど）」	弥生51番地38	3	□
居宅介護	当別町ホームヘルパーステーション	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	□○
	ヘルパーステーション「ajisai（あじさい）」	六軒町70番地18	24	□○
	勤医協ヘルパーステーションとうべつ	末広118番地52	5	□○
	ヘルパーステーションりっか	幸町51番地31	6	□○
	訪問介護ステーション「歩っと」	白樺町163番地4ミキハウス106号	17	□○
行動援護	ヘルパーステーション「ajisai（あじさい）」	六軒町70番地18	24	□○
同行援護	当別町ホームヘルパーステーション	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	□○
	勤医協ヘルパーステーションとうべつ	末広118番地52	5	□○
重度訪問介護	ヘルパーステーション「ajisai（あじさい）」	六軒町70番地18	24	□○
	勤医協ヘルパーステーションとうべつ	末広118番地52	5	□○
	訪問介護ステーション「歩っと」	白樺町163番地4ミキハウス106号	17	□○
	ヘルパーステーションりっか	幸町51番地31	6	□○
生活介護	当別・高岡アクティビティーセンター	高岡1813番地1	18	□
	生活介護事業所「によきによき」	弁華別429番地	22	□
短期入所（ショートステイ）	短期入所施設anemone（あねもね）	春日町94番地22	19	□
共同生活援助（グループホーム）	グループホームつくし	元町493番地26 グランテールパレス	23	□
	清瀬マンション	春日町94番地22	19	□
	グループホーム「ゆうゆうのいえ」	太美町1488番地280	21	□



就労継続支援（A型）	Farm Agricola	園生54番地29	46	□
	U-Garden	弥生51番地38	3	□
	就労継続多機能事業所Seed	高岡1046番地4	44	□
就労継続支援（B型）	当別町共生型コミュニティー農園「ペコペコのはだけ」	太美町1481番地6	4	☆□
	渋谷ダブルツールカフェ 北海道医療大学店	金沢1757番地 北海道医療大学中央講義棟10F	40	□
	就労継続多機能事業所Seed	高岡1046番地4	44	□
	Largo	園生54番地29	46	□
	就労継続支援B型事業所 PAW ROOM	太美町1486番地24	47	□
移動支援	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	□○
	ヘルパーステーション 「ajisai（あじさい）」	六軒町70番地18	24	□○
地域活動支援センター	当別町地域活動支援センター 「つくしの郷」	末広2番地1	15	□
日中一時支援	「amaririsu（あまりりす）」	六軒町70番地18	24	□
障がい児通所施設 (児童発達支援、放課後等デイサービス)	当別町子ども発達支援センター	西町32番地1	20	□
	「amaririsu（あまりりす）」	六軒町70番地18	24	□
訪問看護	訪問看護ステーション なすな当別	園生294番地51	48	□
	勤医協訪問看護ステーションとうべつ	末広118番地52	5	□○
	当別訪問看護ステーション	錦町55番地9 JRドローミー当別	9	□○

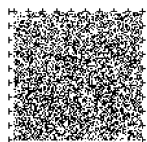
2) 共生型事業・地域福祉資源

サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
総合保健福祉センター	当別町総合保健福祉センター 「ゆとろ」	西町32番地2	1	☆
共生型事業	当別町共生型地域福祉ターミナル 「みんなのうた」	弥生1091番地6	2	☆
	当別町共生型コミュニティー農園 「ペコペコのはだけ」	太美町1481番地6	4	☆
ボランティアセンター	当別町ボランティアセンター	弥生1091番地6	2	☆
パーソナルアシスタント サービス	当別町共生型地域福祉ターミナル 「みんなのうた」	弥生1091番地6	2	☆
社会福祉（地域福祉） 関連事業	当別町社会福祉協議会	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	☆
生活困窮者自立相談支援	くらしサポートセンターとうべつ・しんしのつ	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	☆
生活困窮世帯等の子どもの 学習支援施設等	「ゆうゆう塾」地域福祉ターミナル	弥生1091番地6	2	☆
	「ゆうゆう塾」ペコペコのはだけ	太美町1481番地6	4	☆
成年後見支援センター	とうべつ・しんしのつ成年後見支援センター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	☆



3) 高齢者福祉資源

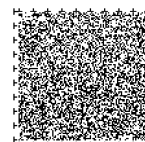
サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
高齢者福祉センター	高齢者福祉センター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	○
地域包括支援センター・居宅介護予防支援事業所	当別町地域包括支援センター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	○
成年後見支援センター	とうべつ・しんしのつ成年後見支援センター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	□○
居宅介護支援事業所	勤医協当別居宅介護支援事業所	末広118番地52	5	○
	当別ケアプラン相談センター	錦町55番地9 JRドミー当別1階	9	○
	ケアプランセンター結	太美町1488番地274	45	○
	居宅介護支援事業所ゆかり	春日町97番地1	10	○
	居宅介護支援事業所ハナミズキ	弥生51番地38	3	○
	介護相談センター亜麻の海	幸町51番地31	6	○
訪問介護・訪問型サービス (ホームヘルプサービス)	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	□○
	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	5	□○
	ヘルパーステーションりっか	幸町51番地31	6	□○
	訪問介護ステーション歩っと	白樺町163番地4ミキハウス106号	17	□○
	ヘルパーステーション 「aiaisai(あじさい)」	六軒町70番地18	24	□○
訪問看護・介護予防訪問看護	勤医協訪問看護ステーション とうべつ	末広118番地52	5	□○
	当別訪問看護ステーション	錦町55番地9 JRドミー当別1階	9	□○
訪問リハビリテーション・介護 予防訪問リハビリテーション	愛里苑訪問リハビリテーション	ピトエ2200番地1	8	○
通所介護・通所型サービス・ *地域密着型通所介護(デイ サービス)	当別町デイサービスセンター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	○
	勤医協当別デイサービス ふきのとう	末広118番地52	5	○
	*デイサービスセンター ふくろうの森	幸町51番地31	6	○
	ひまわり健康倶楽部	春日町97番地1	10	○
	*デイサービスらくらふとみ	太美町2343番地39	13	○
認知症対応型通所介護	共用型デイサービスらくらの家・ ふとみ	太美南818番地62	14	○
通所リハビリテーション・介護予防通 所リハビリテーション(デイケア)	愛里苑通所リハビリテーション	ピトエ2200番地1	8	○
小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護さくら	弥生2番地1	16	○
短期入所生活介護・介護予防 短期入所生活介護	特別養護老人ホーム長寿の郷	太美町1488番地18	11	○
	特別養護老人ホーム当別長寿園	太美町1488番地19	12	○
短期入所療養介護	介護老人保健施設愛里苑	ピトエ2200番地1	8	○
認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護	グループホームらくらの家ふとみ	太美南818番地62	14	○
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム長寿の郷	太美町1488番地18	11	○
	特別養護老人ホーム当別長寿園	太美町1488番地19	12	○



養護老人ホーム	養護老人ホーム長寿園	太美町1488番地274	45	○
介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護老人保健施設愛里苑	ヒトエ2200番地1	8	○
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設 入居者生活介護(有料老人ホーム)	有料老人ホームらくら当別	太美町2343番地39	13	○
サービス付き高齢者向け 住宅	とうべつりっか	幸町51番地31	6	○
	サービス付き高齢者向け住宅パーク アベニューとうべつ	西町36番地8	7	○
	にわとこ	末広5248番地8	43	○
福祉用具貸与・介護予防福祉 用具貸与	福祉用具フラックス	幸町51番地31	6	○
高齢者雇用就業支援	当別町シルバー人材センター	末広2番地1	15	○

4) 保健・医療資源

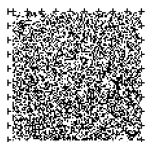
サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
保健センター	当別町総合保健福祉センター 「ゆとろ」	西町32番地2	1	+
診療所	石狩当別眼科	弥生6564番地45	26	+
	さいわい内科消化器クリニック	幸町51番地32	27	+
	勤医協当別診療所	末広118番地52	28	+
	スウェーデン通り内科循環器科 クリニック	太美町1488番地348	29	+
	田園通りさわざき医院	北栄町17番地13	30	+
	とうべつ整形外科	六軒町72番地4	31	+
	とうべつ内科クリニック	西町21番地9	32	+
	ふとみクリニック	太美町2343番地101	33	+
	スウェーデンヒルズ耳鼻咽喉科	獅子内1122番地10	34	+
	当別あんしんクリニック	園生53番地39	41	+
歯科	くろさわ歯科クリニック	北栄町39番地4	35	+
	当別駅前クリニック田西歯科	園生711番地	36	+
	当別ファミリー歯科	白樺町5番地24	37	+
	ハート歯科	太美町1473番地12	38	+
	太美歯科クリニック	太美町1695番地188	39	+
	北海道医療大学歯科クリニック	金沢1757番地	40	+



5) 福祉避難所・指定避難所

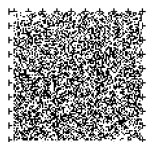
地区名	避難所名称	所在地	地図	
			番号	記号
全地区	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2	1	㊦

地区名	避難所名称	所在地	地図	
			番号	記号
弥生、旭町、万代町、白樺町、北栄町、西町、若葉	当別町総合体育館	白樺町2792番地	70	㊦
	当別町白樺コミュニティーセンター	白樺町2792番地1	71	㊦
元町、緑町、東町、樺戸町	旧当別小学校	元町102番地	72	㊦
	樺戸子供遊び場	樺戸町106番地67	92	㊦
幸町、末広、錦町、美里、下川町、栄町、刈雁、上当別	とうべつ学園	下川町125番地	73	㊦
	当別赤レンガ6号	錦町294番地	74	㊦
春日町、六軒町、金沢	当別高校	春日町84番地4	75	㊦
	北海道医療大学	金沢1757番地	40	㊦
弁華別、茂平沢、みどり野	旧弁華別中学校	弁華別429番地	22	㊦
	ハッピーバレーゴルフクラブ札幌	茂平沢3382番地	76	㊦
	石狩平原カントリークラブ	弁華別4647番地	93	㊦
青山	青山会館	青山85番地3	77	㊦
中小屋	旧中小屋小学校	中小屋213番地	78	㊦
	中小屋温泉	中小屋482番地	79	㊦
	中小屋会館	中小屋2254番地	94	㊦
東裏	東裏地域会館	東裏2254番地	80	㊦
蕨岱町、東蕨岱	南部地域会館	蕨岱1860番地6	81	㊦
	東蕨岱会館	蕨岱2746番地12	82	㊦
川下右岸、川下左岸	川下会館	川下754番地	83	㊦
太美北、太美中央、太美西、太美東、太美南、当別太、太美スターライト、太美寿、ピトエ	西当別コミュニティーセンター	太美町22番地	84	㊦
	西当別小学校	太美町1481番地	85	㊦
	当別太会館	太美町1078番地7	86	㊦
	ふとみ銘泉万葉の湯	太美町1695番地	87	㊦
	北欧の風道の駅とうべつ	当別太774番地11	95	㊦
高岡、獅子内、スウェーデンヒルズ	西当別中学校	獅子内5134番地1	88	㊦
	獅子内会館	獅子内2353番地4	89	㊦
	高岡会館	高岡2046番地2	90	㊦
	スウェーデンヒルズゴルフ倶楽部	スウェーデンヒルズ2788番地	91	㊦



Ⅶ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

地区名	緊急避難場所・指定避難所	所在地	避難所	緊急避難場所の指定		
				地震	洪水	土砂災害
弥生、旭町、 万代町、白樺 町、北栄町、 西町、若葉	当別町総合体育館	白樺町2792番地	○	○	○	○
	当別町白樺コミュニティーセン ター	白樺町2792番地1	○	×	○	○
	当別町役場前広場	白樺町58番地9	-	○	×	○
	白樺公園	白樺町163番地1	-	○	×	○
	白樺緑地	白樺町58番地	-	○	×	○
	つつじ公園	北栄町20番地2	-	○	×	○
	もみじ公園	北栄町26番地1	-	○	×	○
	ライラック公園	西町22番地1	-	○	×	○
	若葉町会館前広場	若葉6番地	-	○	×	○
元町、緑町、 東町、樺戸町	旧当別小学校	元町102番地	○	○	○	○
	旧当別小学校グラウンド	元町102番地	-	○	×	○
	阿蘇公園	元町53番地	-	○	×	○
	栄公園	栄町1119番地	-	○	×	○
	樺戸子供遊び場	樺戸町106番地67	○	○	×	○
幸町、末広、 錦町、美里、 下川町、栄 町、対雁、上 当別	とうべつ学園	下川町125番地	○	○	○	○
	当別赤レンガ6号	錦町294番地	○	×	○	○
	とうべつ学園グラウンド	下川町125番地	-	○	×	○
	旧公民館前広場	末広118番地36	-	×	×	○
	栄公園	栄町1119番地	-	○	×	○
	幸町子供遊び場	幸町1119番地11	-	○	×	○
	若葉公園	上当別2190番地	-	○	○	○
	対雁会館前広場	対雁22番地	-	○	×	○
春日町、六軒 町、金沢	当別高校	春日町84番地4	○	○	○	○
	当別高校グラウンド	春日町84番地4	-	○	×	○
	金沢会館前広場	金沢187番地4	-	○	○	×
	北海道医療大学	金沢1757番地	○	○	○	○
弁華別、茂平 沢、みどり野	旧弁華別中学校	弁華別429番地	○	○	○	○
	旧弁華別中学校グラウンド	弁華別429番地	-	○	×	○
	旧弁華別小学校グラウンド	弁華別243番地	-	○	×	○
	弁華別会館前広場	弁華別58番地6	-	○	×	○
	茂平沢会館前広場	茂平沢148番地	-	○	×	○
	みどり野会館	茂平沢3692番地1	-	○	○	○
	みどり野会館前広場	茂平沢3692番地1	-	○	○	○
	ハッピーバレーゴルフクラブ札幌	茂平沢3382番地	○	○	○	○
青山	青山会館	青山85番地3	○	○	○	○
	青山会館前広場	青山85番地3	-	○	×	○
中小屋	旧中小屋小学校	中小屋213番地	○	○	○	○
	中小屋温泉	中小屋482番地	○	○	○	×
	中小屋会館	中小屋2254番地	○	○	○	○
東裏	東裏地域会館	東裏2254番地	○	○	○	○
	旧東裏小学校グラウンド	東裏2796番地1	-	○	○	○
蕨岱町、東蕨 岱	南部地域会館	蕨岱1860番地6	○	○	○	○
	東蕨岱会館	蕨岱2746番地12	○	○	×	○
	東蕨岱会館前広場	蕨岱2746番地12	-	○	×	○
川下右岸、川 下左岸	川下会館	川下754番地	○	○	×	○
	川下会館前広場	川下754番地	-	○	×	○

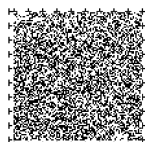


地区名	緊急避難場所・指定避難所	所在地	避難所	緊急避難場所の指定		
				地震	洪水	土砂災害
太美北、太美中央、太美西、太美東、太美南、当別太、太美スターライト、太美寿、ピトエ	西当別コミュニティセンター	太美町22番地7	○	○	×	○
	西当別コミュニティセンター前広場	太美町22番地7	-	○	×	○
	西当別小学校	太美町1481番地	○	○	・	○
	西当別小学校前グラウンド	太美町1481番地	-	○	×	○
	当別太会館	太美町1078番地7	○	○	×	○
	当別太会館前広場	太美町1078番地7	-	○	×	○
	サンタ公園	太美スターライト1509番地5	-	○	×	○
	ふとみ銘泉万葉の湯	太美町1695番地	○	○	②	○
	遊遊公園	太美南2095番地	-	○	×	○
	あいあい公園	太美町1457番地	-	○	×	○
	ピトエ会館前広場	ピトエ993番地6	-	○	×	○
	北欧の風道の駅とうべつ	当別太774番地11	○	○	×	○
	北欧の風道の駅とうべつ駐車場	当別太774番地3	-	○	×	○
高岡、獅子内、スウェーデンヒルズ	西当別中学校	獅子内5134番地1	○	○	②	○
	西当別中学校グラウンド	獅子内5134番地1	-	○	×	○
	獅子内会館	獅子内2353番地4	○	○	○	○
	高岡会館	高岡2046番地2	○	○	○	○
	高岡会館前広場	高岡2046番地2	-	○	○	○
	スウェーデン公園	スウェーデンヒルズ2329番地2	-	○	○	×
	スウェーデンヒルズゴルフ倶楽部	スウェーデンヒルズ2788番地	○	○	○	○

福祉避難所	所在地
当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2

(注1) 避難所欄の「○」は指定、「-」指定外

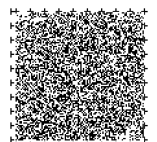
(注2) 緊急避難場所の凡例「○」は指定、「②」は2階以上に避難、「×」は不適

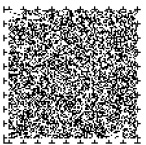


本計画に関する調査は、北海道医療大学が当別町より委託を受けて実施しました。

調査担当者

志水 幸	(北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科)
近藤 尚也	(北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科)
宮本 雅央	(北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科)



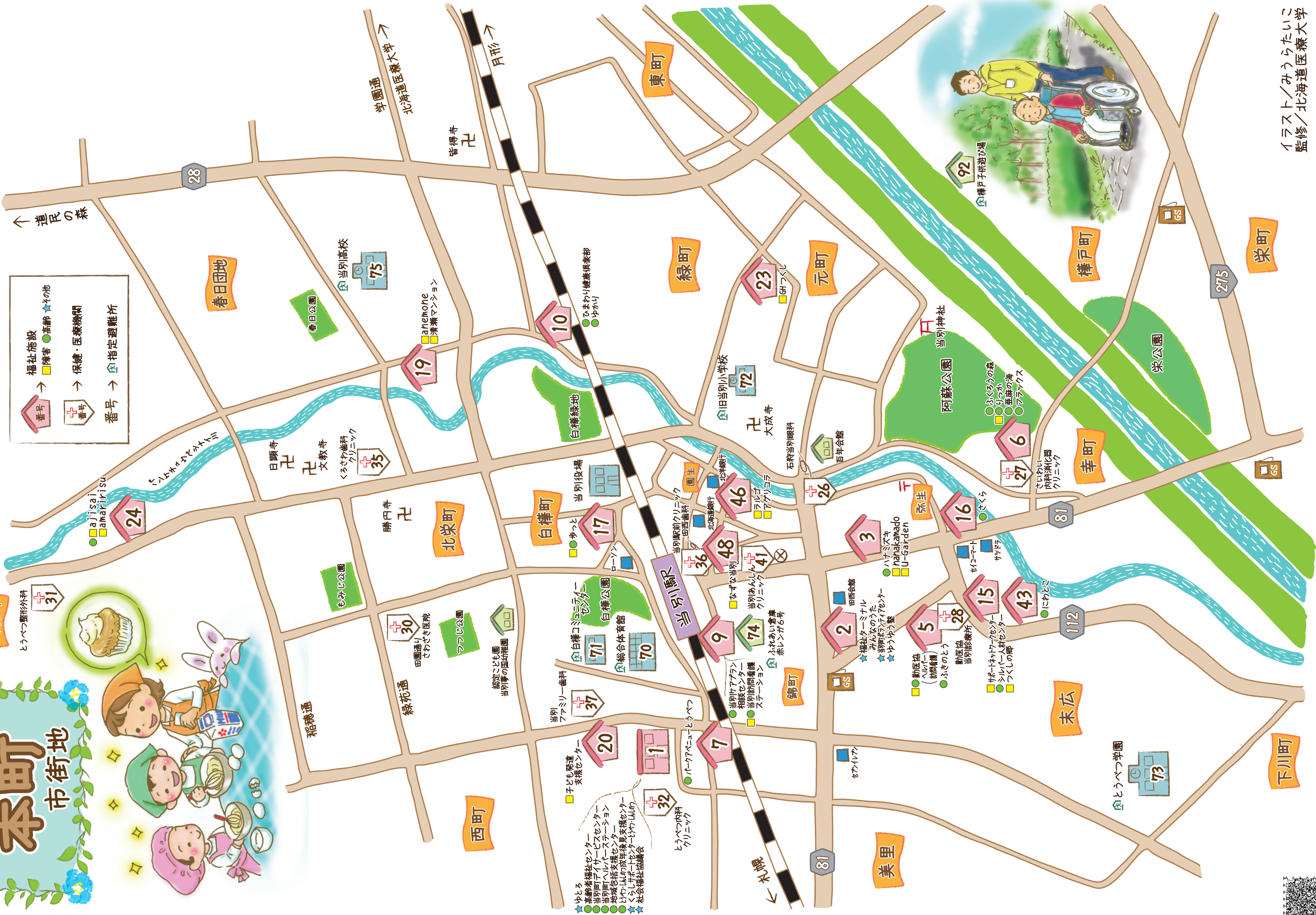


本町市街地

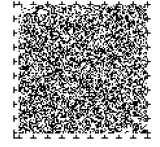


当別町福祉資源マップ 2024

福祉施設
 番号 → 障害 ● 高齢 ★ その他
 番号 → 保健・医療機関
 番号 → 指定避難所



- ★ ゆとり
- ★ 高齢者福祉センター
- ★ 高齢者デイサービスセンター
- ★ 当別町ヘルパーステーション
- ★ 地域包括支援センター
- ★ 地域包括ケアシステム
- ★ 社会福祉協議会



イラスト/みうらいたいこ
 監修/北海道医療大学

当別町障がい福祉基本計画

障がい者基本計画（第5次：令和6年度～11年度）

障がい福祉計画（第7期：令和6年度～8年度）

障がい児福祉計画（第3期：令和6年度～8年度）

令和6年3月発行

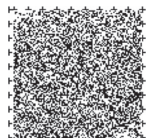
編集：当別町福祉部介護課

〒061-0234 石狩郡当別町西町32番地2

当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内

電話：0133-25-2665

FAX：0133-25-5018





絵：当別町子ども発達支援センターの子どもたち

